

第 135 回 広島 2 人デモ

2015 年 9 月 18 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

原発再稼働問題 しつこいようですが、川内原発の再稼働は違法です

現行原子力規制法体系下で私たちに何ができるかー“30km圏自治体同意”が法的要件問題ー

本日のトピック

- 原発再稼働問題、4つの整理
- 川内原発 1・2号機、規制基準適合性審査合格
ーこれまでの経過
- 原発推進勢力の再稼働戦略
ーダマしのテクニクとマスコミの全面協力ぶりー
- なぜ「30km 圏自治体同意が再稼働の法的要件なのか」
ー簡易版
- “同意”とは、人為的放射能放出からの避難に“同意”
- 原子力災害（放射能災害）に関する国、道府県、自治体
（市町村）の法的役割と責務
- 「自治体避難拒否宣言」はきわめて有効
- 「避難計画の実効性を自治体自らが検証」も有効
- 「国が責任を持つべきだ」の議論に潜む非現実性と無責任性
- そもそもベント時避難義務規定そのものが憲法 29 条違反
- 八幡浜市長回答書にみる原発推進首長の責任放棄とペテンの論理
- 鹿児島県姶良市議会の決議の位置づけ
- 佐賀県でも使われる同じ無責任とペテンの論理
- 全国自治体の再稼働反対決議や避難計画の実効性を求める決議
は、現在きわめて有効な手段です
- 川内原発再稼働でさらに電力供給過剰状態に陥る九州管内
- 原発は九電の利益を吸い取る吸血鬼
- 福島第一原発事故の反省と陳謝を早くも忘れた専門家たち

原発再稼働問題、4つの整理

原発再稼働問題を巡る様々な議論自体は、私はどれも有益なものだと思います。（ここでいう“再稼働”は、マスコミがこぞって報道する、「使用前検査時の原子炉起動」を指しているのではありません。規制基準適合・合格後の通常運転再開＝再稼働を指しています。マスコミがいう「使用前検査中の原子炉起動」、すなわち規制基準適合・合格前の“再稼働”では、これまで積み上げてきた原発再稼働に関する議論がいつべんにフイになってしまいます）

しかし、それにしても私は問題を整理する必要があると感じます。それには、法の定めを軸に整理することが有効ではないかと思います。「原発再稼働」が法の定めで進んでいるからです。整理すると、

- ① 現行原子力規制法体系下でできること
- ② 現行原子力規制法体系を変更することでできること
- ③ 現行原子力規制法体系を壊してできること
- ④ 現行原子力規制法体系とは無関係に日本国憲法に立脚してできること

に分類できるのではないかと思います。

たとえば、伊藤鹿児島県知事は 2014 年 11 月 7 日、九州電力川内原発再稼働に同意した時に、その同意理由の一つとして「国が安全性を保障したこと」「万が一事故が発生した場合には国が責任を持って対処する」と約束したことをあげましたが、これは現行原子力規制法体系を変更しなければできないことです。「国が原発の安全性を保障する」とは法令のどこにも書かれていませんし、それどころか現行原子力規制法体系は原発は苛酷事故を起こすものとして構成されています。また原子力災害において、国の責務については明確になっており、「事故を起こした場合国が責任をもって対処する」ことになっていません。つまり伊藤知事のいうことは、②原子力規制法体系を変えないとできないことです。

写真 1 2011 年 3 月 11 日発令の福島第一原発による「原子力緊急事態宣言」は継続中
爆発後の 3 号機原子炉建屋の外観
【東電撮影日：2011.3.15】



【写真引用】図 1・2、東京電力 web サイト「写真・動画集」より

たとえばすべての原発を廃炉にすることは、原子力基本法から壊さないとできません。「原発・核施設廃炉廃止法」を制定して現行法体系を根本から壊してはじめてできることです。当然これをめざさなければなりません、衆参両院で原発推進政党の自民党と公明党が圧倒的多数を握っている現状では、今すぐできることではありません。④のよい例は、今年 4 月福井地裁が命令した関西電力高浜原発運転差止仮処分でしょう。福井地裁は現行原子力規制法体系に全くよらず、日本国憲法にのみに立脚して原発の運転（再稼働）を止めたのでした。

それでは、現行原子力規制法体系下でできることは全くないのでしょうか？私にはそうとは思えません。現行原子力規制法体系のもとでできることは限られているとはいえ、有効な手段はまだまだ数多いし、すべてやり尽くされたとは思えません。まだまだ、再稼働阻止に向けてできることは多いのです。今回のチラシは、原発再稼働阻止へ向けて、現行原子力規制法体系下でできることに焦点をあてます。

川内原発 1・2号機、規制基準適合性審査合格—これまでの経過

現行原子力規制法体系下で、原発再稼働阻止へ向けてなにができるのかを考える際、最大の障害は、福島原発事故発生以前と同様に、国民をダマしてでも「原発再稼働」へ引きずっていかうとする勢力（**原発推進勢力**）が息を吹き返し、様々なデマや誤解のタネを撒き、私たちが正しく現状を把握することを妨げる動きが活発となっていることです。特に 2012 年 12 月、安倍晋三氏を首班とする自民党・公明党による原発推進連立政権が成立して以来、その勢いは強くなっています。そこで、正しく理解するために、原発再稼働の第 1 の法的要件、原子力規制委員会による規制基準適合審査の実際を、九州電力川内 1・2 号に例をとって見てみることにしましょう。

表 1 はその経過を時系列表にまとめたものです。

九州電力が川内 1・2 号の原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可の一括申請をしたのは、新規制基準が施行された当日、2013 年 7 月 8 日のことでした。

申請といっても、内容がわからず、しかも九州電力にはできるだけ「原発安全神話時代」そのままであって欲しいという動機が強く働きますから、この時の申請は形ばかりの内容にとどまざるを得ません。特に基準地震動の引き上げは、規制基準適合審査対策工事（**適合対策工事**）とその費用にダイレクトに響きます。引き上げさせまいと九州電力の頑強な抵抗が続きます。従って、適合までに何度も補正申請を繰り返さざるを得ませんでした。その実情は表 1 に端的に示されています。

原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可、それに伴う「使用前検査」合格は、規制基準適合性審査合格・終了の 4 つの必須要件ですが、なかでももっとも重要なのが、苛酷事故対策を念頭に置いた原子炉設置変更許可です。九州電力は 3 回の補正申請をおこなっていますが、原子炉設置変更許可を取得したのは申請からほぼ 1 年後の、2014 年 8 月 10 日のことでした。

今考えて見ると**原発推進勢力の「ダマシ」は、川内原発の規制基準適合性審査が始まった直後からすでに開始**されていたように思います。**すでに規制委は、誤解を招くとして原発安全神話時代の用語、「安全基準」を「規制基準」と改め、それに伴い「安全審査」を「基準適合性審査」としていたのですが、原発推進勢力は、頑強に「安全基準」「安全審査」という「原発安全神話時代」の用語を使い続けました。**もちろん規制委の審査に**合格した原発は「安全のお墨付きを得た」という誤解を世間に振りまくため**でした。安倍晋三氏が「安全が確認された原発はどんどん再稼働させる」と自ら誤解を増幅させるような発言をしたのもこの頃です。

次のダマシは、川内 1・2 号の、「原子炉設置変更許可」取得の時に大々的に行われました。**「原子炉設置変更許可」取得は、「規制基準適合性審査合格」という誤解を世間に振りまいた**のです。現在でも「原子炉設置変更許可取得は合格」という誤解をもった人が多いと思います。マスコミが刷り込んだのです。

原発推進勢力にとって「原子炉設置変更許可取得は合格」でなければ困る事情がありました。

合格の次の段階は、「原発地元の再稼働了解・同意取り付け」ですが、そのためには「地元説明会開催」をしなければなりません。

[＜次頁に続く＞](#)

表 1 九州電力川内 1 号・2 号 規制基準適合への時系列表	
時系列	出来事・特記事項
2013 年 7 月 8 日	原子力規制委員会新規制基準施行 九州電力、川内原発 1・2 号の、原子炉設置変更許可、工事変更認可、保安規定変更認可を一括申請
2013 年 12 月 18 日	川内 1・2 号の保安規定変更補正申請受理
2014 年 4 月 30 日	川内原発 1・2 号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014 年 6 月 24 日	川内原発 1・2 号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014 年 8 月 10 日	規制委、川内 1・2 号の原子炉設置変更申請を許可 マスコミが「川内 1・2 号、規制基準適合」「合格」と一斉に報道、「適合」「合格」の錯覚が意図的に作り上げられる。また「年内にも再稼働」と報道し再稼働ムード醸成
2014 年 9 月 4 日	川内原発 1・2 号原子炉設置変更許可補正申請受理
2014 年 9 月 30 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2014 年 10 月 4 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2014 年 10 月 8 日	川内 1・2 号の保安規定変更補正申請受理
2014 年 10 月 9 日	川内 1・2 号は規制基準に合格したとして、鹿児島現地で説明会開始。10 月 9 日は薩摩川内市で説明会
2014 年 10 月 10 日	日置市で説明会
2014 年 10 月 14 日	阿久根市で説明会
2014 年 10 月 15 日	さつま町で説明会
2014 年 10 月 20 日	いちき串木野市で説明会。 説明会終了。結局 30km 圏 9 自治体のうち 5 自治体でしか説明会は開催されなかった
2014 年 10 月 24 日	川内 2 号、工事計画変更補正申請（補正箇所 10 点）
2014 年 10 月 28 日	薩摩川内市臨時議会を開催して川内再稼働同意決議、これを受けて岩切市長が同意表明
2014 年 11 月 7 日	鹿児島県臨時議会を開催して「川内再稼働同意決議」、これを受けて伊藤鹿児島県知事が同意表明。伊藤知事は同意の範囲を薩摩川内市と鹿児島県で十分と表明。これを受けてマスコミは一斉に「川内原発、年明けにも再稼働」と大々的に報道
2015 年 2 月 27 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2015 年 3 月 10 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2015 年 3 月 16 日	川内 1 号の工事計画変更補正申請受理
2015 年 3 月 18 日	規制委、川内 1 号の工事計画変更申請を認可 マスコミが「川内 1 号、夏までに再稼働か」と一斉に報道。再稼働ムードが醸成される
2015 年 3 月 18 日	川内 1 号の「使用前検査」申請受理
2015 年 3 月 30 日	川内 1 号の「使用前検査」開始
2015 年 4 月 28 日	川内 2 号、工事計画変更補正申請（補正箇所 56 点）
2015 年 4 月 30 日	川内 2 号、保安規定変更補正申請
2015 年 5 月 22 日	規制委、川内 2 号の工事計画変更を認可
2015 年 5 月 25 日	川内 2 号の「使用前検査」申請を受理
2015 年 5 月 27 日	川内 2 号の「保安規定変更」を認可（注 1）
2015 年 5 月 28 日	川内 1 号の工事計画変更軽微補正申請受理
2015 年 7 月 3 日	川内 1 号の「高経年化技術評価」を補正申請（申請は 13 年 12 月 8 日）
2015 年 7 月 30 日	川内 1 号の「高経年化技術評価」を補正申請
2015 年 8 月 5 日	規制委、川内 1 号の「高経年化技術評価」を認可し、最終的に 1 号の保安規定認可
2015 年 8 月 11 日	川内 1 号、「使用前検査」のうち「起動後検査」開始。そのための原子炉起動をマスコミは「再稼働」と一斉に報道。その後の本当の「再稼働」から世間の目をそらせることに成功
2015 年 8 月 28 日	川内 2 号の起動後検査のための原子炉使用申請
2015 年 9 月 10 日	規制委、川内 2 号の起動後検査のための原子炉使用を承認
2015 年 9 月 10 日	規制委、川内 1 号の「使用前検査終了」、合格証交付。川内 1 号、規制基準適合性審査に最終的に合格・終了。そのまま切れ目なしに再稼働（＝営業運転再開）

注 1：川内 2 号は 2015 年 11 月 28 日に運転開始 30 年となる。1 号同様、保安規定変更に伴う「高経年化技術評価」を受け認可を取得しなくてはならない。まだ取得できてない。

<前頁より続き>

川内原発の場合これを「拙速を厭わず迅速に」(伊藤鹿児島県知事) 行う必要がありました。時間が経てば経つほど「原発再稼働に関する法的定め」に関する理解が進んでしまい、地元住民の同意が取り付けにくくなるからです。

ですから、川内原発の場合、表 1 にみられるように原子炉設置変更許可が出ると早々と、2014 年 10 月半ばに開催し、「地元説明会終了」としました。その時は、工事計画変更認可も、保安規定変更認可もとれておらず、使用前検査の日程すら雲をつかむような話の時だったのです。こうして川内原発地元住民は、肝心要の工事の中身(工事計画変更認可)や九州電力の「原子力安全文化」の信頼性(保安規定認可)について何らの説明も評価も、原子力規制委員会から受けないまま、「地元説明会」終了、ということにされてしまったのです。

さて工事計画変更認可取得(1号は2015年3月18日、2号は同5月22日)ができると、今回審査では特例措置として、「使用前検査」の申請ができます。川内 1 号の使用前検査が始まったのは、2015 年 3 月 30 日。使用前検査は、原子炉を起動しないで「起動前検査」と原子炉を起動して検査を行う「起動後検査」に大きく分れますが、川内 1 号が起動後検査を開始し

たのが 8 月 1 1 日。当然原子炉を起動しなくてはなりません。

マスコミはこの「原子炉起動」をこともあろうに「川内 1 号再稼働」と一斉に報じたのです。私も驚きました。原発推進勢力はこれまでもマスコミを使って、「ダマシ」を散々行ってきたのですが、「検査のための原子炉起動」を「再稼働」とする「ダマシ」は想像もしていませんでした。

ちなみに川内 2 号は、8 月 28 日に「起動後検査のための原子炉使用(つまり起動して原子炉を臨界状態とし、定格熱出力試験を行うこと)」の申請を行い、9 月 10 日に規制委はこの申請を承認しているのですが、このための「原子炉起動」を「川内 2 号も再稼働」と報ずるでしょう。今からウンザリします。

川内 1 号は、ついこの間、9 月 10 日「使用前検査」を合格し、規制基準適合性審査を合格終了して、法的要件を満たし、そのまま「再稼働」(通常営業運転再開)に突入しましたが、こうした「ダマシ」の連続で、肝心の再稼働のための第 2 の法的要件「原発 30km 圏自治体の同意取り付け」問題は、うやむやに雲散霧消してしまっただけに見えます。

現行原子力規制法体系下で私たちが再稼働阻止に向けてなにができるかを冷静に考えるには、再稼働を巡る事態と法体系への理解が必須になります。しかし、こうしたマスコミを「フル稼働」させた「ダマシ」が連続し、これらに混乱させられ、振り回されていたのでは有効な手段を見いだすことは不可能です。

原発推進勢力の再稼働戦略 ーダマシのテクニックと マスコミの全面協力ぶりー

表 2 に川内原発の経過から観察される原発推進勢力の再稼働戦略をまとめておきました。一言でいえば、「3. 1 1 前」原発安全神話時代の「ダマシ」のテクニックを駆使したあくどいやり方です。もちろんこの「ダマシ」を社会全体に浸透させるためには、マスコミが全面協力しなければなりません。今のところマスコミはその任務を立派に果たしていると見えます。その前提は先進諸国の中では希に見る日本国民のマスコミに対する盲信ぶりがあります。言い換えれば、日本国民がマスコミに対して不信の目を向けだした時が、「原発推進勢力の再稼働戦略」が崩れ去る時です。その再稼働戦略は「ダマシ」を基本としているだけに意外ともいえます。

ともかく、表 2 をざっとみておきましょう。ポイントは、「30km 圏自治体が再稼働に同意することが法的要件」だと言う点です。これが現行原子力規制法体系の法的定めです。原発推進勢力の再稼働戦略は、「30km 圏自治体が再稼働に同意することが法的要件」というポイントを曖昧にし、最終的にはこれを無効化することを中心に組み立てられているように思えます。(表 2 の 6 及び 8 及び 1 1 を参照)

そしてこの問題は「避難計画の実効性」の問題と密接に分かちがたく結びついています。ですから「避難計画の実効性」に関する「ダマシ」にも精力が注がれます。(表 2 の 7 及び 8 参照)

2014 年 11 月伊藤鹿児島県知事の「川内原発再稼働同意」に際して、規制基準適合に関する説明会がわずか 5 回だったのに対して、避難計画に関する説明会が 25 回も開催されたのは決して理由のないことではありません。伊藤知事は「避難などというのはマイナーな問題」と記者会見では述べていますが、実際には、決してマイナーな問題ではなかったことがわかります。

表 2 原発推進勢力の再稼働戦略ー騙しのテクニック

1. 規制基準を安全基準、規制基準適合性審査を安全審査と世の中に宣伝
2. 規制基準適合を安全性が確認されたと宣伝=原子力規制委員会の規制基準適合性審査を合格すれば奇酷事故は起きないと錯覚させる効果
3. 原子炉設置変更許可が出た時点で規制基準合格と宣伝=人々に規制基準適合性審査が終わったと錯覚させる効果
4. 「規制基準に合格した」として地元で説明会を開催。ただし議論の深まりや国民理解の深まりを排除するため、説明会のみとし、公聴会は開催しない
5. 説明会を終了したとして、地元同意の整備・終了と宣伝し、条件は整ったとする
6. 地元の範囲を 3. 1 1 前同様、直接立地自治体と直接立地県のみ限定し、早々と再稼働同意表明をし(川内原発 1 号機のケースでは鹿児島県と薩摩川内市のみ) 30km 圏自治体意向を無視して進める。「30km 圏自治体同意は法的要件ではない」という大宣伝をし、30km 圏自治体の法的同意権限を、事実上無効にしようとする
7. 自治体避難計画の実効性は誰も審査しない(避難計画の実効性について、審査する国の行政機関は存在しない)にも関わらず、内閣の原子力防災会議の確認・了承がとれたとして避難計画が有効であるかのように見せかける
8. 避難計画の実効性に対する疑問(避難計画が科学的・実証的に審査・検証されていないこと)を抑えるために、「避難計画に完全はない」「避難計画は避難訓練を重ねながら改善していく」など、論点のすり替えを行いながら 30km 圏自治体の不満や批判を抑圧
9. 規制基準適合性審査の最終段階である原子炉起動を再稼働と大宣伝し、実際の再稼働から世の中の目を逸らせる
10. 実際の再稼働=通常営業運転再開(川内 1 号の場合では 2015 年 9 月 10 日の検査合格、規制基準適合性審査修了・合格日)には世間の注目を集めさせない
11. 1~9 の手順によって再稼働時には 30km 圏自治体同意の法的要件問題を無効化する
12. 違法な再稼働を強行突破

なぜ「30km圏自治体同意が再稼働の法的要件なのか」－簡易版

なぜ「30 km 圏自治体同意が原発再稼働の法的要件」となるのかについては131回、132回、133回、134回広島2人デモのチラシで連続して取り上げてきました。今回第135回広島2人デモチラシでも同じく取り組まざるを得ません。現行原子力規制法体系下で、私たちが原発再稼働阻止に向けて取り得るもっとも有効な手段の突破口となる論点だからです。**(それだけに原発推進勢力は、この論点をダマシ、誤魔化し、論点自体をなきものとしたいに違いありません)**

ただし、このチラシでは込み入った話は省略し、簡略な説明に取り組んでみたいと思います。この問題への理解のためには2014年11月6日**(奇しくも伊藤鹿兒島県知事川内原発再稼働同意表明の前日に当たります)**、元首相の菅直人衆議院議員が原子力問題特別調査委員会で行った質疑が基本教科書となりますが、この重要質疑のテキスト起こしは、131回から134回までの広島2人デモチラシに連続して掲載していますので、質疑自体はそちらで参照してください。

出発点は、現在の原子力規制法体系の、法の理念や目的、その任務にあります。原子炉等規制法は、(目的)第一条で「もって国民の生命、健康、及び財産の保護」と謳い**(表3)**、原子力災害対策特別措置法は同じく(目的)第一条で「もって原子力災害から国民の生命、身体、財産の保護」を目的とすると明記しています。**(表4)** また原子力規制委員会設置法は(目的)第一条で「国民の生命、健康及び財産の保護」を謳い、さらには(任務)第三条でも「国民の生命、健康及び財産の保護」が任務である、としています。**(表5)**

現行原子力規制法体系全体が、「国民の生命、健康、身体、財産の保護」を目的・任務としていることは明白でしょう。

つまり、「国民の生命、健康、身体、財産」を損なうような原発の運営のあり方は全て現行原子力規制法体系違反となります。

余談とはなりますが、2014年11月7日の川内原発再稼働同意記者会見で、伊藤鹿兒島県知事は「原発を稼働すると生命が脅かされるようなプロパガンダが行われている。私はそれに与しない」と発言しましたが、「原発を稼働すると生命が脅かされる」という危機感は、福島原発事故を経た日本社会の貴重な見識であり、その見識は現行原子力規制法体系全体を貫く危機感としてその法の精神に反映しているのです。従ってこれは根拠のないプロパガンダではありません。伊藤知事こそ現在でも「原発安全神話時代」の精神構造にどっぷり浸っているのです。

ところが、その一方で、現行原子力規制法体系では、原発安全神話時代と違って原発が苛酷事故を起こすことが前提で規制行政が行われます。現在の新規制基準も、つづめて言えば、原発の稼働によっていかに住民の生命、健康、身体を損なわないかということが全体の基調となっています。

原発は苛酷事故を起こす存在ですから、苛酷事故を起こしても法体系上は住民の生命、健康、身体を損なってはなりません。

これが、見込まれるようであれば、法体系上原発の再稼働はできません。それでは、苛酷事故の蓋然性を見込みつつ、いかに住民の生命、健康、身体を損なわないか。規制法体系はまるでアクロバットみたいなことをやるわけですが、このアクロバットの仕

表3 原子炉等規制法

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が**平和の目的に限られる**ことを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する**必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

表4 原子力災害対策特別措置法

最終改正：平成二六年一月二日法律第一一四号

(目的)

第一条 この法律は、**原子力災害の特殊性にかんがみ**、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という）、災害対策基本法、その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護**することを目的とする。

表5 原子力規制委員会設置法

最終改正：平成二五年一月二日法律第八二号

(目的)

第一条 この法律は、**平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって**国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。****

(任務)

第三条 原子力規制委員会は、**国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

国民の生命、健康、身体、財産の保護が法体系の最大の目的

掛けが、30km 圏住民避難、そしてそれを確かなものにするための避難計画です。これは原子力災害対策指針で、30 km 圏自治体に義務付けられています。

“同意”とは、人為的放射能放出からの避難に“同意”

原発の規制基準では、ことこまかな規則があってその規則に基づいて審査し、最終的には合格証を出す法的な仕組みになっていますが（5 頁表 6「規制基準」の範囲参照）、避難及び避難計画の実効性に関しては審査する仕組みになっていません。極めておかしな仕組みですが、「生命、健康、身体保護」のポイントになる避難計画の審査の仕組みもなければ審査する国の行政機関も存在しないのです。

それでは、何が決め手でこの避難計画で住民の生命、健康、身体を損なわないという法的な保障ができるのでしょうか？
実際は、原発苛酷事故の混乱時に、相当練り上げられ相当検証された避難計画でも、実際に役に立つなどということはちょっと考えればありえないことがわかるんですが、話は、実際上のことではなく、あくまで法的な話です。

審査する仕組みがない避難計画が、住民の生命、健康、身体を損なわない保障は、結局は 30km 圏自治体住民が、これでいい、これで大丈夫、これで逃げられるときちっとしてくれることなのです。これが唯一の法的保障です。（5 頁表 6「第 5 層参照」）

「30 km 圏住民の同意が再稼働の法的要件」という時、直接的には、30 km 圏住民は苛酷事故時に行われるであろう原子力事業者の「人為的放射能放出」（**ベント**）からの“避難”、逃げることに同意することになります。これに同意がされなければ、原子力事業者はベントができません。前述の原子力規制法体系に違反するからです。住民の生命、健康、身体を人為的に損なうことになるからです。

ですから、30km 圏自治体住民の「人為的放射能放出から避難しますよ」という“同意”が、原発再稼働のもう一つの法的要件になる、とこういう仕組みです。

それでは避難しますという同意は法的にはどういう仕組みになっているのか？それが自治体の作る「人為的放射能放出時の避難計画」の存在です。避難計画の存在そのものが「同意の証」です。そして自治体は国に言われる通りに避難計画を策定しました。これで済めば、原発推進勢力にとっては万々歳だったのですが、原発の稼働が近づき、安定ヨウ素剤が配布され、避難訓練などが開始されるようになると、住民には「原発放射能からの避難」が実感をもって迫ってくるようになります。そうすると急場ででっちあげた避難計画がまったく役に立たない（**実効性がない**）ことに思いが至ります。そして当然のこと「避難計画に実効性がない」と主張し始めます。

「実効性がない」とは「避難しない」と同義

これはきわめて重要な法的主張となります。「避難計画に実効性がない」とは「避難することに同意しない」と同義になるからです。「避難計画に実効性を求める意見書」決議が出されていますが、これは「避難しない」決議と同じ意味をもちます。避難しない住民にベントは法的にはできません。しかしベントは重要な規制基準で定められた対策手段であり、その対策手段が実施できないとなると法的には、当該原発は規制基準の要求を満たさないことになり、法的には再稼働できません。

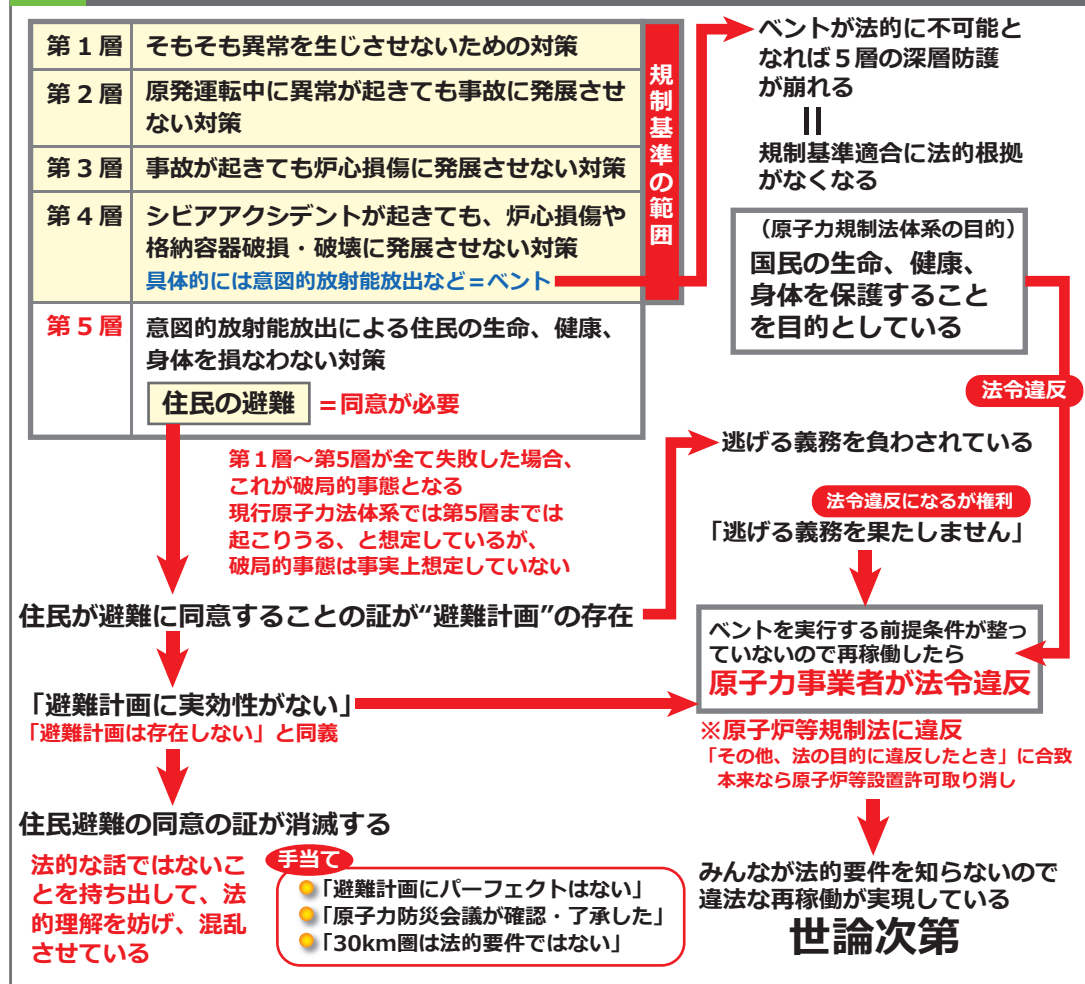
伊藤鹿児島県知事など原発推進勢力は、「避難計画に実効性がない」という主張をなんとかなだめようと「避難計画には完全

はない」「避難計画が合理的・具体的であるとして原子力防災会議が確認・了承した」「30 km 圏自治体同意は再稼働の法的要件ではない」などと主張しますが、どれも論理的には有効ではありません。（5 頁表 6 参照）

しかし現実には、九州電力川内 1 号は、2015 年 9 月 10 日、30 km 自治体同意を法的に取り付けずに、薩摩川内市と鹿児島県の同意だけで、違法な再稼働を強行しました。これは「30 km 圏自治体同意が法的要件」という意味が理解されないまま、これが法的要件である、とする世論が形成されていないところで実現した「違法な再稼働」でした。（表 6 参照）

「違法な再稼働」を行ってもこの場合、ペナルティもなければ刑事罰もありません。みんなが知らなければ九州電力は「違法な再稼働」ができるのです。唯一の歯止めは「世論形成」「認識の共有化」です。

表 6 5 層の深層防護と苛酷事故時ベントの関係



<次頁に続く>

原子力災害（放射能災害）に関する国、道府県、自治体（市町村）の法的役割と責務

ここで、もう一度原子力災害（放射能災害）において、国、道府県、市町村の法的役割と責務を、原子力災害対策特別措置法を参照しながら確認しておきましょう。国は、「防災に関し万全の措置を講ずる責務」（表7 第四条及び表8 第3条第1項）があり、原子力災害が起これば自治体に対し「勧告し助言する」責務、また原子力事業者に対しても「指導し助言する」責務を有します。（表8 第四条の2 及び3）つまり国は原子力災害に対しては、あくまで自治体や事業者に対して「勧告、助言、指導する」責務を有するのです。

先日仲間と一緒に愛媛県伊方町を訪れ、原子力対策室の担当者に話を聞きました。その時担当者は「万が一、伊方原発に苛酷事故が発生したら、住民の生命、身体、健康について伊方町とともに国が共同して責任を負ってくれると信ずる」と語って

いました。その気持ちはわかるのですが、いったん事故が起これば、国は助言・勧告する立場なのです。もし共同して責任を負うというのであれば、ここに1項を追加し「万が一、事故が起きた場合には、国が自治体と共同して全責任を負う」と書き込まねばなりません。それをしないまま「万が一の時には国が責任をもちます」というのはカラ手形に過ぎません。

道府県はどうか？「当該都道府県の地域に係わる防災に関する計画を作成し…実施するとともに、…市町村の…事務または業務の実施を助け、その総合調整を行う」責務を有します。（表7 第五条及び表8 第四条の第1項）つまり、国より関与度は高いのですが、住民個々の生命・安全・健康の確保という点では、あくまで助言し総合調整を行うに過ぎません。

これに対して、自治体（市町村）はどうかというと、かなり明確にその責務が書き込まれており、「**当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため…防災に係わる計画を作成し…これを実施する責務を有する**」となります。**いわゆる住民の避難に関して、市町村が第一義的責任をもつ規定**がこれです。（表7 第五条及び表8 第五条第1項）

現行原子力規制法体系に変更を加えるならばともかく、放射能災害に第一義的責任をもつ立場であってみれば、甘い考えを捨て、国や県の指示に頼り切るのではなく、独自に地域住民の生命・健康・身体・財産の保護を講ずる切実な必要があるといえるのではないのでしょうか？

表7	原子力災害対策特別措置法 抜粋 (最終改正：平成二六年一月二日法律第一四号)
(目的)	
第一条	この法律は、 原子力災害の特殊性にかんがみ 、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、 もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。
(原子力事業者の責務)	
第三条	原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、 原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止 及び原子力災害の復旧に関し、 誠意をもって必要な措置を講ずる責務 を有する。
(国の責務)	
第四条	国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての 災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。
2	指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。第十七条第七項第三号を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、 当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。
3	内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、 当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。
(地方公共団体の責務)	
第五条	地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、 原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

※赤字は当方による強調

表8	災害対策基本法 抜粋 (最終改正：平成二七年五月二〇日法律第二二号)
第三条第1項 (国の責務)	国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有すること に鑑み、組織及び機能の全てを挙げて 防災に関し万全の措置を講ずる責務 を有する。
2	国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
第四条第一項 (都道府県の責務)	都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに 当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護 するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する 防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務 を有する。
第五条第一項 (市町村の責務)	市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、 当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護 するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る 防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務 を有する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11H0156.html>

【参照資料】 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html>

「自治体避難拒否宣言」はきわめて有効

これまでみたように、「30km 圏自治体同意は法的要件」という時、その同意は、直接的には「原発の人為的放射能放出からの避難」に同意することでした。「はい、わかりました。逃げます」と言うことでした。そしてその同意の証が「避難計画の策定」でした。一方で「避難計画の実効性」に対して疑義を提出すると言うことは、とりも直さず「避難への不同意」と同義であることもみてきました。さらに、原子力災害対策特別措置法や災害対策基本法では、「原子力災害において避難、住民の生命、身体、健康、財産の保護」に第一義的責任をもつのは他ならぬ市町村自治体であることもみました。**市町村として住民の生命、身体、健康、財産の保護を真剣に考えた時、取り得る現実的な手段は、当該原発を再稼働させないことであることは、明らかでしょう。現行原子力規制法体系下で、法的にそれが可能なのは「概ね 30km 圏自治体」のみです。（静岡県の川勝知事は 31km 圏自治体に拡大させています）**なぜなら、30km 圏自治体には、原子力災害対策指針によって苛酷事故時の、原子力事業者による人為的放射能放出（それは破局的状況を回避するためではあ

りますが）、に対する避難が義務づけられているからです。もし「避難をしない」などとする「避難拒否宣言」をするなら、法的にはベントができず、従って原発を再稼働することが法的にできなくなります。また違法な再稼働をあえて強行する場合でも（**ちょうど今回の九州電力川内 1 号機の再稼働のように**）、「避難拒否宣言」は原子力事業者や国その他、自民党や公明党など原発推進勢力に対しては大きな重圧となりましょう。「自治体避難拒否宣言」は、現行原子力規制法体系下でとりうるきわめて有効な手段なのです。表 9 はそのための一つの決議文案であり提案です。私が書いたものですが参考にしてみてください。現行原子力規制法体系、規制基準の構造とそれらがもつ内部矛盾、また日本国憲法が保障する財産権、あるいは「原発再稼働がなににもまして価値がある」とする倒錯した価値観と精神構造に由来する倒錯した法体系の拒否、などから宣言文ができています。中でも私が訴えたいのは「**たかだか原発私企業の営みのために避難しなければならないとする理不尽さ**」です。「**かような理不尽は到底容認できない**」

表 9 原発から 30km 圏自治体に向けた「人為的放射能放出からの避難を拒否する宣言」 決議文案

人為的放射能放出からの避難を拒否する宣言

- 2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原発事故による放射能災害は、4 年半以上経過した今日においても依然継続中であり、法的にも原子力緊急事態宣言中である。
- 現行原子力規制法体系（原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法、原子力規制委員会設置法等）は、原子力発電所（原発）の稼働の法的要件として原発規制基準適合を義務づけている。規制基準は 5 層の深層防護の手法を根幹において成立している。5 層の深層防護の手法では、4 層において破局的原子力災害（放射能災害）を回避するため、人為的放射能放出（ベント）を義務づけている。5 層においては人為的放射能放出から、国民の「生命、健康、身体」を保護するため、原発から概ね 30 km 圏住民に避難を義務づけている。一方で、原子力規制法体系は、「国民の生命、健康、身体」を保護することをその目的や任務の筆頭に掲げている。しかしながら、原子力規制法体系（特に原子力災害対策指針）で定める「受容される放射線被曝」のレベルは、国際的にみて、すべての政府、研究機関、学者、研究者などが一致して受容できると認めたものではない。一部学者や原子力規制行政家の私的なグループ「国際放射線防護委員会」（ICRP）の勧告に従ったものに過ぎない。原子力規制法体系で定める「受容される放射線被曝」のレベルに関しては、現在もの妥当性・正当性を巡って学者・研究者間で激しい対立が続いている。国際的にみれば、むしろ「放射線被曝に安全量はない」とする学説が学術的一致をみる見解である。従って現行原子力法体系で定める「受容される放射線被曝」のレベルに基づく「避難基準」は、「国民の生命、健康、身体」の保護を明確に謳った現行原子力法体系そのものに違反する可能性なしとしない。現行原子力規制法体系そのものが自己矛盾を抱えている可能性がある。
- 現行原子力規制法体系は、一方で国民の財産の保護をその目的と任務の筆頭に掲げている。しかるに原発を破局的状態から救うことを目的とした人為的放射能放出からの避難そのものが、一時的避難にしろ、半永久的避難であればなおさら、財産の放棄・破壊行為に他ならない。このことは、福島原発事故で避難を強いられた双葉町、大熊町、飯館村、南相馬市などの惨状をみればあまりに明らかである。特に一部地域の土地価格や家屋、田畑の財産価値は無価値に等しくなっており、不可避的にしる人為的にしる原発からの放射能放出そのものが財産の無価値化を招来し、「財産の保護」を謳う現行原子力規制法体系違反の可能性が大きい。財産には金銭で償える財産と償えない財産とがある。たとえば長年営々として築いてきた「のれん権」や法人・個人の経済的信用などといった無形の財産は金銭で償うことなどは不可能である。また数

- 百年という時間をかけて築き上げてきた地域社会そのものが、その地域の人々の貴重な共同財産であることを考えれば、人為的放射能放出がこうした財産の破壊行為であることはあまりにも明白であろう。
- 原子力事業者による人為的放射能放出を義務づける現行規制基準そのものが、「国民の財産の保護」を謳う現行原子力規制法体系に違反している疑いが濃厚である。
- 日本国憲法第 29 条は「財産はこれを侵してはならない」と、財産権を明瞭に規定している。原子力事業者による人為的な放射能放出およびこれを法令で義務づける規制基準が憲法 29 条違反であることはあまりにも明白であろう。
 - 原発はたかだか電気を生産する一手段に過ぎない。電気そのものは私たちの生活を豊かにするための手段であるはずである。その原発の運転・稼働のために、法令で私たちに避難を義務づけるとは甚だしい本末転倒と言わざるを得ない。何にもまして原発運転・稼働に最高の価値を置く人々の、倒錯した価値観と精神が生み出した、倒錯した法令であり、到底容認できるものではない。
 - こうした法の理念や目的とは離れてみても、人情、生活実感、生活実態からみて、それが一時的にしろ、半永久的ならばなおさら、また天変地異によるものならともかく、単に一私企業である原子力事業者の営みによって、長年住み慣れた住居、地域社会を捨てて避難するなどとは到底受け入れがたい。かような理不尽は到底容認できない。
- よって当議会は、全住民の意志と決意を代表して右を決議するものである。

決議

- 一、当自治体住民は、いかなる原発の、いかなる人為的放射能放出に対してもあらゆる種類の避難を拒否し、ここにそれを宣言する
- 年 月 日
〇〇議会
- 株式会社 ×× 電力会社 殿
日本国民 各位
日本国 衆議院 殿
日本国 参議院 殿
日本国 最高裁判所 殿
日本国 内閣総理大臣及び国務大臣 各位
△△県知事 殿
×× 原発 30km 圏自治体及び住民 各位

「避難計画の実効性を自治体自らが検証」も有効

自治体が策定した「避難計画」を自治体自ら審査し、その実効性を検証することもある有効な手段となり得ます。というのは、「避難計画に実効性がない」ということがわかれば、「実効性のある避難計画ができるまで避難には同意しない」という主張になるからです。これは現実には、前述のごとく形を変えた「避難拒否宣言」に他なりません。

この主張に対して、原発推進勢力はすでに反論を用意し、その反論をすでに各自治体の担当者に浸透させつつあります。その反論とは「**避難計画に完全はない**」というものです。**一見もっともらしい主張のように見えますが、実は論点をすり替えた詭弁**です。

「避難計画に実効性がない」という主張は、「計画として実際の役に立たない」という主張です。つまり計画として実際の役に立つかどうか論点です。「避難計画」を製造設計図にたとえれば、「この設計図ではモノはできない」といっています。

一方「避難計画に完全はない」という主張は、完璧な避難計画ができるかどうか論点です。「完璧な避難計画」が存在するはずがありません。「完璧な設計図」が存在するはずがないのと同様です。つまりこの詭弁は「**実際の役に立つかどうか**」という論点を、「**避難計画が完璧であるかどうか**」という論点にすり替えているのです。**避難計画は完璧でなくても実際の役に立てばそれでいいのです**。しかし全ての計画がそうであるように、避難計画が実際の役に立つかどうかを確かめるには検証というプロセスが不可欠です。

「**避難計画に完全はない**」という詭弁は、「**避難計画の検証**」というプロセスを封殺するために用いられているのです。もっと平たく言うと、**避難計画の実効性を検証されては困る**のです。

「避難計画の実効性の検証」は、本来は、科学的・実証的であるべきですが、基本は「実際の役に立つかどうか」であり、検証可能なところから始めることができます。この意味では自治体によってはすでに開始されています。

8頁表10は、2014年6月26日、川内原発から30km圏内自治体であるいちき串木野市議会が全会一致で決議した「市民の生命を守る実効性のある避難計画確立を求める意見書」です。いちき串木野市のWebサイトに掲載されていないため、議会事務局に連絡をしてメールで送ってもらい、テキスト起こしをしたものです。原文には意見書の宛先がありません。しかし、本文に「本市においても“原子力災害住民避難計画”を策定し、去る6月18日から20日まで…3会場で説明会が開催され」とあり、避難計画は県の責務として策定された鹿児島県の避難計画ではなく、自治体責務としていちき串木野市が策定した計画が対象ですから、「いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求め」る相手は、いちき串木野市当局なのだな、と推測がつかます。

避難計画説明会は、計画検証会だった

中で「市民の皆様から避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました」としてその内容が以下に列記されています。これは説明会とは銘打っているものの、実質「公聴会」だったのだな、とわかります。その内容は、実は地元に住んでいる人にしかわからないことが多いのです。内閣府から送られてきた「市町村避難計画策定マニュアル」に沿ってできあがった「避難計画」では金輪際、こんな内容は計画に盛り込めません。

表10

いちき串木野市 意見書

市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震によって福島第一原発事故が発生しました。事故収束の見通しは立たず、放射能汚染水の対策は混迷を極め、今なお、十数万人の人々が故郷を追われ避難生活を余儀なくされています。

福島県は本年4月30日、福島原発で新たな事故が起きた場合を視野に、約47万人の避難を想定した広域避難計画を策定しました。

本市においても「原子力災害住民避難計画」を策定し、去る6月18日から20日まで羽島小学校体育館、市民文化センター、いちきアクアホールの3会場で説明会が開催され、市民の皆さまから避難計画に対する切実かつ深刻な意見が述べられました。

その内容は

- 県道川内・串木野線は狭隘で、地震による崖崩れの場合は避難そのものができなくなる。また、海拔も低く津波が伴ったら通行不能となるため、避難道路の整備を優先すること。**
 - 国道3号、270号が避難ルートとして示されているが、避難車両の台数や地震・津波等による道路事情によっては大渋滞が予測される。市民の大量被ばくを防止するために30km圏外へ数時間以内で避難できる計画を策定すること。**
 - 30km圏内の全ての病院や福祉施設の患者、入所者など要介護者や障がい者、高齢者など災害弱者の避難・誘導・搬送を確実にスムーズに行える計画とするとともに、避難先でも避難前と同じサービスが受けられる計画にすること。
 - 保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を避難させるためのバスや運転者が確実に確保される計画であること。**
 - 5kmから30km圏内のヨウ素剤服用の説明と配布に関して、現実的な実施計画を策定すること。
 - スクリーニングの場所、方法、除染後の排水対策などを確定すること。
 - 避難先として指定されている場所（受入先自治体）は、秋から春にかけて風下となるため、あらかじめ複数の避難先・避難経路を設定すること。
 - 始良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し、避難計画に盛り込むこと。**
- などであります。

いちき串木野・3万市民の不安や疑問を払拭し、いのちとくらしを守る避難計画となるように強く求めます。

平成26年6月26日

鹿児島県いちき串木野市議会議長 下迫田 良信

(※赤字は当方の強調)

【資料出典】鹿児島県いちき串木野市議会（平成26年6月第2回定例会）

「**避難経路には海拔が低く津波がやってくれば通行不能な箇所がある**」「**国道3号、270号が避難経路だが、大渋滞が予想される**」「**園児・児童・生徒の避難のためのバスや運転者の確保**」…。通常バスの運転者は地元の人です。地元の人なら、被曝の危険など顧みず、喜んで園児・児童・生徒の避難バスの運転者になってくれるでしょう。緊急時には地元外から運転者にきてもらわなくてはなりません。他所の人間が果たして被曝の危険を冒して運転者としてきてくれるだろうか？福島事故の時でも、食糧を高濃度汚染地域に運搬することを拒否する配送車ドライバーが数多くでました。そんな切実な地元生活者としての不安が、わずか2行の行間に滲み出ています。

「始良カルデラ等の火砕流や火山灰による火山リスクを想定し」という部分も地元の人ならではの切実な不安です。また「始良カルデラ問題」は、規制委適合性審査の時に規制委自身が論理矛盾を起こした問題でもあります。

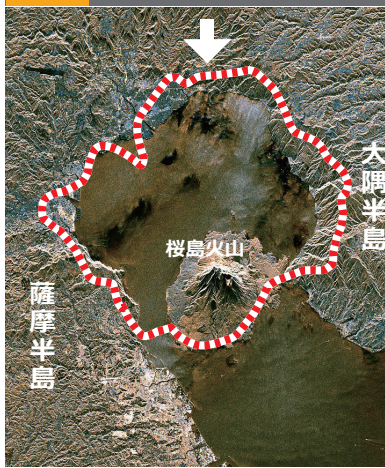
[＜次頁に続く＞](#)

<前頁より続き>

確率的な安全評価（PSA）は、規制基準全体を貫く安全評価（**危険評価**）体系の基本理論です。この手法に基づいて原発苛酷事故の確率を割り出し苛酷事故のリスクを評価しました。地震や津波に対する耐性も PSA に基づいています。万年から十万年単位でみています。ところが「始良カルデラ問題」にだけはこの PSA 理論をながくり捨てるのです。いわく「原発の運転期間中、すなわち今後 30 年間は破局的噴火は起こらないであろう」（**田中俊一委員長**）と想定して、川内原発適合にゴーサインを出します。

しかし地元はそうはいきません。始良カルデラは図 1 のように桜島を含む鹿児島湾周辺が巨

図 1 始良カルデラ



大なカルデラ（噴火でできた凹地）です。直径 20 km もあり、スーパーボルケーノに分類してもおかしくない存在で、しかも 2 万 5000 年前に巨大噴火が確認されています。（**桜島もその時できたものとされています**）

実は、いちき串木野市が開催した「避難計画説明会」は実質的には公聴会であり、この公聴会は期せずして「避難計画検証会」にもなっていた、という点が重要です。こうして地元、地元で「避難計画の検証会」を実質的に開催することが重要であり、また原発再稼働阻止へ向けて有効な手段となりうるといいます。

「国が責任を持つべきだ」の議論に潜む非現実性と無責任性

表 11 経産大臣から鹿児島県知事に出された要請文書 抜粋

経 済 産 業 省	
20140910 資第 1 号 平成 26 年 9 月 12 日	
鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿	経済産業大臣 小淵 優子
九州電力株式会社川内原子力発電所の再稼働へ向けた政府の方針について	
<中略>	
その上で、これを出発点に、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の皆様の懸念の解消にしっかり取り組みながら、 <u>原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所の再稼働を進めてまいります。</u>	
ご承知のとおり、九州電力株式会社川内原子力発電所（以下、「川内原子力発電所」という。）については、平成 26 年 9 月 10 日、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。 <u>これにより、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。</u>	
これを受けて、政府として、下記の方針に従って、川内原子力発電所の再稼働を進めていきたいと考えております。	
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受けて、今なお、国民の皆様の中に原子力発電所の再稼働について不安の声があることは承知しています。こうした現状から決して逃げるのではなく、正面から向き合い、立地自治体関係者の皆様をはじめ、国民の皆様の理解や納得が得られるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。 <u>また、万が一事故が起きた場合には、政府は、関係法令に基づき、責任を持って対処いたします。</u>	
2. 川内原子力発電所については、 <u>原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。</u> これにより、 <u>川内原子力発電所については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。</u>	
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、川内原子力発電所の再稼働を進めることとする。	
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、 <u>計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。</u>	
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可など所要の法令上の手続が進められた上で行われる。さらに再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。	

※赤字は当方による強調

【参照資料】鹿児島県 web サイト
http://www.pref.kagoshima.jp/aj02/infra/energy/atomic/documents/42584_20141118140619-1.pdf

自治体の多くの担当者の中に（**時には首長ですら**）、「万一事故が起きたら、国が責任を持つべきだ」「実効性のある避難計画は国が責任をもって策定すべきだ」という議論を見受けま

す。また一部、リベラルをもって自認するマスコミもこうした議論を煽るような論調の記事を掲載しています。

一見もっともらしいのですがー。

これが現在の原子力規制法体系を、“万が一、事故が起きたら国が全責任をもつような規定に変更すべきだ”とか“原発苛酷事故に対する避難計画は、実効性を伴って国が策定するように法の規定を変更すべきだ”という主張なら十分納得ができます。

しかし、法の定めの変更を主張しないで、**「べき論」だけを主張することは、一種の幻覚効果をもつと同時に、自治体の責任をぼやかすことになり、結果として「住民の生命、健康、身体、財産の保護」という重大な任務を自ら免責することになります。**つまり無責任ということになります。法の定めを変えないで「べき論」だけ主張するのは非現実的ということでもあります。

現実には、国は国策として「原発推進」を進めながら、いったん苛酷事故が起きれば、「住民の生命、健康、身体、財産の保護」責務を自治体におしつける、法体系もそれを正当化、合理化する内容になっている、ということです。

法体系の変更は是非とも必要なことではありますが、現実には原発推進の自民党、公明党が圧倒的多数を握っている上に、第一野党の民主党自身、その大勢は「原発推進」と言うことであって、法体系の変更はなかなか容易なことではありません。現実には現在の法体系の中で、原発阻止に向けてなにができるかという問題の立て方をせざるをえません。そうしてみると、これまでみたようにできることは結構多いのです。

法体系を変えないまま、「国が責任をもつべき」という議論は、早速原発推進勢力が活用しています。表 11 は 2014 年 9 月に経産大臣が鹿児島県知事にあてた「川内原発再稼働」要請書です。中で小淵経産大臣は「**事故が起きた場合には、関係法令に基づき、責任をもって対処します**」「関係法令に基づき」というところがミソですが、これは「国が責任をもつ」と読めてしまいます。早速、伊藤鹿児島県知事は、この点を「再稼働同意」の理由としてあげました。しかし、現実には、国には「第一義的責任」はありません。法の定めをそのままにして、「国が責任を持て」と主張することで生ずる幻覚効果は、このようにしてすぐに原発推進勢力につけ込まれる結果となります。

そもそもベント時避難義務規定そのものが憲法 29 条違反

現行原子力規制法体系は、「原発事故は苛酷事故を起こす」ことを前提としながら、もう一方で「国民の生命、健康、身体、財産の保護」を筆頭に謳うという二律背反的な弱点をもともとっています。福島原発事故を受けて、「原発は苛酷事故を起こす」ことを認めざるをえなくなった、「3. 11 後」に発生した二律背反です。事故前のように「原発は苛酷事故をおこさない」建前ならば、この二律背反はおきません。また「苛酷事故を起こす」のだから原発をやめよう、としてもこの二律背反はおきません。**福島原発事故が発生したにもかかわらず、原発推進を継続しようとするからこの二律背反が発生した**、ともいえます。現行原子力規制法体系は一種のアクロバットを演じなくてはならないのです。

前述のように現行原子力規制法体系は、苛酷事故時の人為的放射能放出（ベント）からの避難を法令で義務づけています。避難は、それが一時的であるにしろ永久的であるにしろ、住み慣れた家、土地、あるいは先祖代々受け継いできた田畑などを放棄する行為です。また人によれば“商権”、“のれん権”、“経済的信用”、“ブランド”、“評判” などといった無形の財産を放棄する行為となるかも知れません。特に放射能災害による避難にはこうした無形の財産の喪失がつきまといまいます。また財産には公共の財産もあります。（**チェルノブイリ事故に対処するウクライナ政府は“一時的避難” などという詭弁は使っていません。避難とは常に一時的な行為を指します。帰還を前提にするから避難です。帰還を前提しない場合は移住です。ですからウクライナ政府の用語では“避難”と“移住”です。1年以上“避難”すれば、それはすでに移住です**）

八幡浜市長回答書にみる原発推進首長の責任放棄とペテンの論理

タイトルに使っている“ペテン”という言葉は今は流行らず、また下品な言葉でもあります。しかしどう知恵を絞ってみてもここは“ペテン”という表現以外に適切な言葉がありません。

このチラシの 2 頁から 3 頁にかけて「原発推進勢力の再稼働戦略－ダマしのテクニク」を掲載し、その戦略とテクニシャンぶりをみてきましたが、原発推進勢力の、川内原発の次のターゲット、伊方原発地元から早くも具体的にその「ダマシ」のテクニクが披露されているので、それをみておきましょう。あまりに再稼働戦略通りなのに驚かされます。テキストに使用するのは、八幡浜市町大城一郎氏の愛媛県知事小村時広氏あての回答書です。八幡浜市は四国電力伊方原発から東へほぼ 10km の人口 3 万 6000 人弱の港町です。伊方 15km 圏にほぼすっぽりはいる「30km 圏自治体」です。小村愛媛県知事が「伊方原発再稼働」（**営業運転再開という意味です。「検査のための再起動」ではありません**）に関して小村氏が意見を徴したことに対する回答です。日付けは 2015 年 9 月 2 日となっています。（**11 頁表 14**）

大城氏は冒頭から原発推進勢力ダマしのテクニク通りの回答を行います。次の箇所です。

「伊方発電所 3 号機・・・新規規制基準に適合したものと認め」

伊方 3 号は、2015 年 7 月 15 日に原子炉設置変更許可を取得したばかりです。工事変更認可補正申請は 7 月 7 日。まだたった 1 回しか出していません。保安規定変更認可の補正申請はまだ 1 回も出していません。「使用前検査」に至ってはいつ開始になるか今のところ雲をつかむような話です。2015 年 9

表 12

日本国憲法 第 29 条（財産権）

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

苛酷事故時、原子力事業者が人為的に行う放射能放出（ベント）は、原子力規制法体系で謳う「財産の保護」の目的や任務に違反する行為と考えることは十分可能です。つまりベントそのものが、原子力規制法体系違反の可能性が濃厚です。

規制法体系を離れて、憲法の枠組みでみれば、人為的な放射能放出で避難を強いる行為（**法令上の避難義務**）は、明らかな憲法 29 条違反です。（**表 12**）

この場合「避難による財産の喪失は、“公共の福祉” のための喪失だから、憲法違反に当たらない」などといった反論がすぐに予想でき、それでは「原発継続は“公共の福祉” にあたるのか」などといった議論が延々と続くことが想像されますが、こうした議論は私には無意味に思えます。

原子力発電という一私企業の経済的営みの中で発生する人為的放射能放出が、営々として築いてきた人々の、少なくとも 30km 圏に居住している人々の、財産を破壊することが、日本国憲法 29 条「財産権はこれを侵してはならない」とする条文に照らして正当化・合理化されるのかという問題だと私には思えます。

月 2 日の段階で伊方 3 号が「新規規制基準に適合したものと認め」ることなどは、大城氏が規制委員長でも不可能な話です。

つまり「**原子炉設置変更許可**」がでた時点で「**規制基準適合**」としてしまおう、という「**ダマしの再稼働戦略**」に沿った言い方です。「適合」「合格」としてしまわなければ、説明会にしろ、首長意見聴取にしろ次の段階に進めないからに他なりません。

次に重要なのは「**前提となる認識**」です。この前提となる認識には、**福島原発事故による地元の惨状が全く視野に入っていない**。これも、原発推進首長に共通した特徴です。川内再稼働に同意した伊藤鹿児島県知事も「避難」に際して、14 年の広島土砂災害を例にとりましたが、福島原発事故の避難には全くふれませんでした。「**福島原発事故はなかったことにする**」－**これが原発推進首長の大きな特徴**です。

さらに基本認識では、「伊方原発による経済活性化効果」をあげています。表 13 は福島県元双葉町長・井戸川克隆氏のメールの一節です。

「**双葉町は原発が無かった方が良かったのです。これまで得た収入より損害の方が大きかったのです。・・・町民のこれまで築いてきた歴史・・・墓地、神社・仏閣・・・双葉町の自然は何処に作れますか？・・・皆様は本当に自分を捨てて、今の生活を捨てられますか？**」

大城氏はまず井戸川氏の問いかけに対する回答を「基本認識」の中に書き込まねばなりません。でなければ**首長の責任を放棄するという以上に市民を「ダマす」**ことになるでしょう。

[＜次頁に続く＞](#)

<前頁より続き>

また大城氏は「最終的に国において…責任を負うこと」の確認を要請事項にあげています。(「要請事項」の③) これも今までみてきたように、**法体系を変えなければならない**ことです。できないことを承知で、市民に「国の責任」の幻覚をもたせることが狙いです。避難計画も「再稼働戦略通り」です。すなわち「完全な避難計画はない」論です。この論は「だから改善に向けて継続して努力しよう」と続きます。この論者の狙いが「避難計画に実効性があるかどうか、実際の役に立つかどうか検証しよう」という主張の封殺にあることは先にも見ました。

大城氏のこうした首長として無責任な姿勢、八幡浜市民をダメしても伊方原発再稼働にひきずっていかとうとする論理を支える考え方はいったい何でしょうか？それは次の一言に集約されます。

「事故の確率はきわめて低く」です。つまり大城氏は伊方原発で、**福島原発事故並の苛酷事故が起きるだろうとは全く考えていない**のです。だから、「万が一事故が起きたら壊滅的影響が起きる」といいながら、少なくともこの回答書では「再稼働やむなしと考えた多くの市民にこれを懸念する声があり、再稼働に反対された方のほとんどがこのことを指摘していました」と全く傍観者の態度がとれるのです。実は、これは「原発安全神話」です。

表 13

元双葉町長 井戸川克隆氏の
9月9日のメール文から

…双葉町は原発が無かった方が良かったのです、これまで得た収入よりも失った損害の方が大きいのです。

皆さん、避難計画の云々よりも大事な議論をしてください。

双葉町は原発で壊されました、町はどこに行けばよいでしょうか？町民のこれまで築いて来た歴史はどのようにつないで行けばよいでしょうか？墓地や寺社・仏閣を受け入れてくれる所はあるでしょうか？双葉町の自然は何処に作れますか？双葉町の伝統行事はどうすればよいでしょうか？

私達を学ばずに、机上論で作る計画は、避難によって失う命、生活、家、コミュニティーを市町村長や県知事は補償しますか？契約を取らずに良いんですか？

又、再稼働しないと生活が出来ないと言うもの達は、反対する人に、事故が起きたら一切の面倒を見ると契約が出来ていますか？

皆様は本当に自分を捨てて、今の生活を捨てられますか？再稼働求めている方達は覚悟が出来ていますか？…

表 14

愛媛県八幡浜市長 伊方発電所3号機に関する意見照会の回答等について

八総第915号
平成27年9月2日

愛媛県知事 中村 時広 殿

八幡浜市長 大城 一郎

伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議について（回答）

先般、「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」第4条に基づき意見照会のあった伊方発電所3号機における新規制基準に適合した設備の設置等及びこれに関連した伊方発電所3号機の再稼働については、次の通り回答します。

- 1 伊方発電所3号機の主要な施設の設置・変更等については、原子力規制委員会の審査結果及び伊方原子力発電所環境安全管理委員会の結論を踏まえ、**新規制基準に適合したものと認め、これを了承**します。
- 2 伊方発電所3号機の再稼働については、**市議会議員・市民有識者からのアンケート調査の結果及び6月市議会の議決を踏まえ、下記の事項に配慮いただくことを前提に了承**します。

記

I 前提となる認識

過疎・高齢化が進み、雇用の場も限られている八幡浜市にとって、伊方発電所は、雇用創出の場として、また、各種の工事・役務・物品の発注元として、地域経済の活性化の上で大きな役割を担っています。

また、**原子力発電は、世界人口が増大していく中でのエネルギーの安定確保、化石エネルギーの大量消費に伴う地球温暖化の防止などの面で、推進すべき側面**があります。

国において、当分の間ベースロード電源として位置づける旨決定されたことは、地方自治体にとっては大きな影響があります。

しかし、原子力発電には、**過酷事故が発生した場合の影響の大きさ、使用済み核燃料の処理など、抑制的に考えるべき側面**があります。

II 当市にとっての問題点

八幡浜市は、伊方発電所から最短で6km、ほぼ15kmの圏内に全市民が生活し、みかんや魚、食品加工業などを主要な産業としています。

原子力発電所で過酷な事故が発生した場合は、安全に避難できたとしても、市民は、生活の本拠である住居・ふるさとを失い、営々と築いてきた重要な生産手段であるみかん畑を失い、商店・工場を失い、経済的また精神的に、大きなダメージを受けることになります。仮に風評被害だけであったとしても、農業、漁業、食品産業は、決定的な損害を被ります。これらは、**福島において、その厳しい実情**が示されているところです。

事故の確率はきわめて低く、新しい規制基準に基づき施設が再整備され、厳しい訓練を重ねたスタッフにより発電所が管理・運営されることは承知していますが、万が一事故が発生した時の壊滅的な影響は、自動車産業、電器産業等の企業誘致とは比較にならない、原子力発電所の持つ大きなリスクです。

今回のアンケートでは、**再稼働やむなしと考えた多くの市民に、これを懸念する声があり、また、再稼働に反対された方のほとんどがこのことを指摘**していました。

III 要請事項

- ① 上記の懸念を払拭できるよう、伊方発電所の設備、運転について、安全確保の観点から、常に万全の体制とするよう、**四国電力を指導すること**
- ② 平成30年7月7日までに設置が求められている**特定重大事故等対処施設及び更なる追加安全対策**については、**早期に整備を完了するよう、四国電力に求めること**
- ③ 仮に過酷な事故が発生した場合は、最終的に国において、**全面的に責任を負うことを確認すること**
- ④ 最も重要な避難路である「**地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道**」の**早期完成**を目指すこと
- ⑤ 避難計画については、**実効性確保の観点から、常に最適なものとなるよう、継続した取り組みを行うこと**
- ⑥ 他の企業立地には見られない原子力発電固有のリスクを共通に負っている地域住民（自治体）に対し、リスクの存在する期間、距離、人口など適切な指標のもとで、**リスクに見合う形で経済的支援、地域貢献などのメリットを配分**いただきたいこと
- ⑦ 将来的には脱原発へ向けて方向を示し、また立地地域の住民にとって、よりリスクの少ない効率的な発電システムについて、総力を傾注して研究を進めるよう、国に求めること
- ⑧ 愛媛方式の情報公開は、原子力発電に対する信頼を確保するうえで非常に重要であり、今後も徹底すること
- ⑨ 先般知事から経済産業大臣に要請した上記も含む8項目については、国の真摯な対応を求めていくこと

※赤字は当方による強調

佐賀県でも使われる同じ無責任とペテンの論理

表15は、「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」(代表:石丸初美氏)と「プルサーマルと佐賀県の100年を考える会」(共同世話人:野中宏樹氏)が共同で、2015年2月25日に提出した「質問・要請書」に対して、佐賀県知事の山口祥義氏が書面で回答した文書の一部です。回答の日付けは4月9日となっています。

山口氏は、伊藤鹿児島県知事や大城八幡浜市長と全くそっくりの原発推進首長の論理を駆使してこの回答に答えています。

もっとも重要な質問は「…伊万里市長の要請を受けて、積極的に地元同意を広げるよう…働きかける」ことはしないか?という質問です。これは「30 km 圏自治体同意は原発再稼働の法的要件」問題にダイレクトに係わってきます。ですから山口知事はこの問題に深入りしたくない気持ちがありあります。次のように答えています。

「…地元同意は、特に法的に定められたものではないと理解しています」

考えて見るとこれはおかしい回答です。質問者は別に法の定めについて質問しているわけではありません。福島事故後の県知事の対応として、避難が義務づけられている30 km 圏の自治体同意が必要だ、そこに広げるつもりはないか、と聞いているに過ぎません。(もちろん調整役たる県知事に尋ねています)「自治体同意は法的要件ではない」という回答はあらかじめ先回りしてこの問題の拡大を封ずる回答になっています。問題は、たとえば、衆議院原子力問題特別調査委員会に証人として呼ばれて「自治体同意は法的要件ではない」と答えることができるか、という点です。

「原発の安全性が確認される前提」は実在しない

その他、山口氏の回答には、おなじみのペテンがちりばめられています。「原発(の再稼働)は安全性が確認されることが前提であり」それが規制委の厳格な審査だ、というのです。繰り返しになりますが、規制委適合性審査は「原発の安全性」を審査しているわけではありません。「基準適合性」を審査しているに過ぎません。「原発(の再稼働)は安全性が確認されることが前提」といいますが、そのような前提はどこにも存在しません。存在しない前提を、「規制委の合格は安全を意味する」というウソを振りまくことによって実在する前提のように見せかける、これが「ダマシ戦略」の第一歩でした。(「安全審査」「安全基準」などの用語法。3頁表2参照)

「国がどのような責任を果たそうとしているのかをしっかりと確認」するとも回答しています。しかし確認しなくても今ははっきりしていることもあります。それは、原発再稼働は安倍自公連立政権の基本政策であること、万が一苛酷事故が発生した場合は、「住民の生命、健康、身体、財産の保護」責務に関して国は助言し、勧告する立場であること、などです。つまり山口氏は国があらゆる分野で責任をもつはずだ、というウソを念頭におきながら「国の責任を確認する」と現在のところ回答しているのです。そのウソが出てくるのは恐らく「個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階」、つまり玄海原発の原子炉設置変更許可が出た段階、となるだろうことはまず間違いありません。

表15 「玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請」への山口祥義佐賀県知事からの回答 (2015年4月9日) 抜粋

(4) 再稼働に対する地元同意について

再稼働には、原発事故によって影響を受けうるすべての住民の同意が必要です。少なくとも、避難計画の作成が義務づけられているUPZ30キロ圏内の自治体の同意が必要です。

そのような私達の要請に対して県は前回回答で、地元同意の範囲について「国から協議があった時に、国の考え方を確認したい」と述べるにとどまりました。また、再稼働について「県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聴く公聴会や公開説明会等を開催しないのか」の質問に対して、県は対応を決めていない。「国が『前面に立つ』と言っている」というだけで、県民の命を第一にする姿勢がまったく感じられないものでした。

2月20日の県議会本会議で貴職は地元同意について規制委の審査結果が出た後、国と協議し、県の考え方を整理する」と、前知事同様の他人事のような答弁をされました。「佐賀のことは佐賀で決める」で言われて知事選を制した貴職に、あらためてお尋ねします。

- ① 県民の命を預かる立場から、伊万里市民の代表者たる伊万里市長の要請を受けて、積極的に地元同意を広げるよう、国や九電にはたらきかけるおつもりはありませんか。
- ② 「地元同意」に至る過程で、県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会や公開説明会等を開催しないのですか。
- ③ 国や電力事業者、また再稼働推進の立場の学者・専門家だけでなく、再稼働反対・慎重な立場の学者・専門家や住民の意見を聞く機会などは設けないのですか。でなければ公平性を欠くことになりませんか。

(回答)①～③

- 原子力発電に関する県としての考え方の基本は、「県民の安全を第一に考える」ということです。
- 原子力発電所は、安全性が確認されることが前提であり、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 原子力発電所の再稼働にあたっての地元の同意については、特に法的に定められたものはないと理解しています。
- 原子力発電所の再稼働の判断については、一義的に国・事業者の責任で行われるべきものであり、国は、エネルギー基本計画において「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得よう、取り組む」とされていることから、具体的な個別プラント毎の再稼働について、このことに基づいて、国がどのような責任を果たそうとされているのかをしっかりと確認し、見ていきたいと考えています。
- また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から協議があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

※赤字は当方による強調

【参照資料】佐賀県のwebサイト
「<https://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0178/9765/shimindantaikaitou150225.pdf>」
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
<http://saga-genkai.jimdo.com/>

鹿児島県始良市議会の決議の位置づけ

2014 年 7 月 1 1 日、鹿児島県始良市議会はきわめて衝撃的な意見書決議をしました。多くの方はご存じでしょうが、それが表 1 7 の「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書決議」です。

(この決議意見書は、始良市の Web サイトにどうしても見当たらなかったため、始良市議会事務局に連絡して、2014 年 8 月 6 日メールで送ってもらったものです。始良市の Web サイトには他の決議書は掲載されていたのに、この決議意見書は掲載されていませんでした。今日現在もまだ掲載されていません。そういえば前出のいちき串木野市の意見書決議も掲載されていませんでした。なぜなのでしょう?)

意見書は、伊藤鹿児島県知事宛で次のようにいいます。
「…避難後の生活がどのようなのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています」
ここまでは、原発苛酷事故時、九州電力がおこなうであろう人為的放射能放出に対する「避難の不同意」だと読めます。つまり避難拒否です。そして次へと進みます。

「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求めます」

感動的なフレーズが「住民の安全を守る」一点で一致してです。一致したのは、住民全員とも読めますし、市議会議員とも読めます。ともかくもいうところは、保守も革新もない、自民党も共産党もない、右翼も左翼もない、みんな「住民の安全を守る」一点だけで一致して、再稼働ばかりか廃炉を求める、という点にあります。私はこれが反原発の原点だと思いますが、それはともかく、伊藤鹿児島県知事はこの決議を全く無視するばかりか、小馬鹿にする態度に出ました。それが表 1 8 です。

伊藤氏は、同意の範囲は従来のスキーム (つまり同意の範囲は鹿児島県と薩摩川内市だけ。同意は法的要件ではないとする山口佐賀県知事とは違って、伊藤知事は同意は法的要件と考えているようです) で良いとし、余り広げると理解の薄いところ、知識の薄いところも絡むことになり錯綜するだけで余り賢明ではない、と自分が同意の範囲も決定できる最終決定者のように、振る舞った後、

「始良市。あそこは反対決議っていうか、廃炉決議をしました。
(範囲を広げると) そういうことが起こるんですね」

これでいうと、始良市には同意権はない、理解や知識が薄いからこういう決議になってしまう、と歯牙にもかけていません。またマスコミも伊藤知事の同意宣言を法的根拠ありとして「伊藤知事同意、川内再稼働決定」と書き立てました。逆に始良市の「廃炉決議」は、全くのキワモノ扱いで、一部経済誌が「始良の反乱」として取り上げたのみでした。つまり全くの「法的無効」扱いでした。

しかしこれは法令に照らせばおかしいことです。法令に照らせば、少なくとも始良市の住民に関して「生命、身体、健康、財産の保護」に第一義的責任をもっているのは始良市で、その始良市の市議会がなした意見書決議は、すくなくとも始良市民の意思表示とみなされ法的に効力をもつはず。一方鹿児島県知事は「鹿児島県民の生命、身体、健康、財産を保護」する責務を有しますが、住民個々の保護責任はあくまで圏内自治体がそれぞれ第一義的責任を持つのであり、その点では鹿児島県の立場は総合調整者にすぎません。始良市に関する意思表示という点では鹿児島県知事よりも、始良市議会決議の方がはるかに重く法的効力も重いはず。ところが、実際には、伊藤知

表 17 始良市議会で全会一致決議された「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し 廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中で再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようなのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

(※赤字は当方の強調)

【資料出典】鹿児島県始良市市議会『原発に関する意見書』(平成 26 年第 2 回定例会)

表 18

2014 年 11 月 7 日 鹿児島県知事 伊藤祐一郎氏 記者会見発言 抜粋

それと同意の範囲。従って同意の範囲も、従来のスキームで良いと。ありとあらゆる、その、今まで、議論してきました。その立地の市町村、立地の市、ないしは県は。相当な知的集約もあります。ですから、それを一律に拡大すると、きわめて原子力発電所について理解の薄いところ、知識の薄いところで一定の結論を出すというのは、必ずしも我が国の全体をまとめる上において、錯綜するだけで、賢明なことではないと私は思うんですね。

UPZ、11 人ですね、始良市。あそこは反対…反対決議っていうか、廃炉決議をしました。(笑いながら) そういう事が起るんですね。じゃ廃炉決議を 11 人の UPZ のところがしたからといって、廃炉するのかなっていう、そここのところの全部の集約を考えると、鹿児島県においては従来の蓄積もあり、ま、鹿児島県と薩摩川内市でいだろう。そしてそれは九電の社長さんが全部の首長さんを回りましたときに、だいたい首長さんレベルはそれで…それでご了解を頂いていると思うんですね。そこはだから皆さん方の個別の取材と、実際にその社長さん市長さんとの会話、私と市長さんとの会話等々は若干ずれてるテーマではないかと思えますね。

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見 2014 年 11 月 7 日 記者会見動画 (全録)
<<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>> テキスト起こし <
http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/genpatsu/restart/sendai/restart_sendai_ito_20141107.html>

事の同意表明が有効とみなされ、始良市議会決議は無効とみなされているのです。すくなくともマスコミはそう報じました。実は「チラシ会議」の時にこの話題が出て、出席していたじゃけえさんが「マスコミ的には鹿児島県知事の宣言は有効で、始良市議会の宣言は無効。なぜなの？」と疑問を出しました。結局この倒錯現象は、原発推進勢力とマスコミが共犯関係にあつてはじめて成り立つ、という結論になりました。

しかし始良市議会決議が無効の筈がありません。実際にも始良市議会決議は徐々に大きな影響を持ち始めています。

全国自治体の再稼働反対決議や避難計画の実効性を求める決議は、現在きわめて有効な手段です

このチラシのテーマは、現行原子力規制法体系下でいったいなにができるか？なにが有効な手段か、でした。そういう目で見てみると、「全国自治体の再稼働反対決議」や「避難計画の実効性を求める決議」などはきわめて有効な手段だと思えます。

こうした決議の背後には、実はその地方、地域で地道に運動する市民グループが必ず存在します。こうした市民グループはデモや集会を主要な反・脱原発運動の手段とはみなしておらず、むしろ調査や研究と市町村議会や都道府県議会へのロビー活動、一般市民への啓蒙・説得活動を主要な手段とみなす傾向が強いようです。なかには1頁で分類した「現行原子力規制法体系によらず憲法を根拠に闘う市民グループ」もいます。共通するのは調査と研究です。

前出の「いちき串木野市議会決議」や「始良市議会決議」もいきなり生まれたものではなく、その前段に市民グループの陳情書や請願書があって、その内容がもつ説得力が保守・革新を問わず議員一人一人を動かし、最終的に決議に至っています。もちろんその陰には、「否決」の屍累々です。しかし今は否決でもやがては決議に至ります。調査・研究→陳情書提出→議員説得工作（ロビー活動）→「決議」というプロセスそのものが、一つの大きな反・脱原発運動の運動メカニズムになっています。

原発再稼働阻止、「原発ゼロ時代」の招来は畢竟、一人一人の市民に対する粘り強い説得と納得を勝ち取ることではしか実現しません。その粘り強い説得は結局、自らが生活する地域社会から開始するほかはありません。説得・納得活動には調査と研究が欠かせません。ですからこうして地域で地道に調査・研究活動を通じて、地方議会議員を説得していく活動が貴重なのです。

表19の藤沢市議会決議はこうした地道な市民活動の輝かしい成果なのです。この決議の背後には数多くの説得され、納得した市民が存在するはずで、それは反・脱原発運動の本筋ともいえます。ですから「自治体決議」はきわめて有効な手段なのです。

神奈川県藤沢市議会で決議された意見書の内容をみておきましょう。

意見書は冒頭で「…規制委は基準への適合性を審査しているのであって安全審査ではない」と正しい見解を示し、原発推進勢力の「規制基準に合格した原発は安全性が確認された」とする原発推進勢力の「ダメし」再稼働戦略にひっかかりません。**(表10の1)** 次に、「いちき串木野市議会決議」にふれ、2014年11月6日に開催された衆院原子力問題特別調査委員会での質疑にふれて、「30km圏自治体同意が川内原発再稼働に必要である」との結論を導いています。**(表10の2)** そして現在の「避難計画には実効性」がなく**(表10の4)**、火山予知能力からして「規制委の火山リスク評価は不明確」**(表10の5)** としています。そして、「避難計画の実地検証を繰り返すこと」**(表10の2の要望)** としてここでも「避難計画に完全はない」のトリックにひっかかりません。そして「UPZ内（概ね30km圏内）の自治体及び首長から再稼働に係わる同意を求めること」**(表10の3の要望)** と原発推進勢力の致命的な弱点を鋭くついています。

表19 神奈川県藤沢市議会 平成27年2月定例会で決議された意見書

川内原子力発電所1・2号機の再稼働について住民の安全確保のための十分な対応を求める意見書

川内原子力発電所1・2号機については、再稼働に当たり必要とされる立地自治体の同意を平成26年10月に薩摩川内市、同年11月に鹿児島県からそれぞれ得ている状況であるが、その再稼働に際しては、次の理由により慎重を期することが求められる。

- (1) 政府は、エネルギー基本計画の中で、原子力発電所の再稼働は原子力規制委員会の安全性に対する判断を尊重して進めるとしているが、原子力規制委員会は、基準への適合性を審査しているのであって安全審査ではないとの見解を示していることから、安全に対する責任の所在が曖昧となっている。
- (2) 政府は、原子力災害対策指針において、原子力施設からおおむね30km圏を目安とした緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の自治体に対して、避難計画等の事前対策を義務づけているにもかかわらず、区域内の全ての自治体において住民説明会を実施しておらず、同区域内のいちき串木野市議会及び日置市議会は「30km圏の自治体にも再稼働の同意を得るべき」という趣旨の意見書を鹿児島県知事に提出し、地元自治体及び周辺住民の理解が得られているとはいえない。また、東京電力が、衆議院原子力問題調査特別委員会において、30km圏の自治体の理解がなければ再稼働の条件が十分でないと述べていることから、再稼働に当たっては最低限でも30km圏の自治体の同意が必要である。
- (3) NHKの世論調査において、全国で再稼働に反対すると回答した割合は57%であり、その中で、原発の安全性に不安があるとの理由を述べている人数は全体の42%と最も回答率が高かった。
- (4) 自治体の避難計画については、避難ルート、避難道路の確保、避難者の受け入れ先の確保、運送手段、自治体間調整など、さまざまな問題があり実効性が確保できていない現状にある。
- (5) 川内原子力発電所は、最近、火山活動が活発化している阿蘇山や桜島に続く火山帯に隣接しており、噴火による大きな影響を受ける可能性がある。さらに、専門家が火山噴火の予測はきわめて難しいと見解を示していることから、監視の強化により噴火の前兆の把握が可能という原子力規制委員会の評価は不明確といえる。

よって、政府におかれては、川内原子力発電所1・2号機の再稼働に当たり住民の安全を確保するため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の全自治体において、公開の住民説明会を開き、住民の理解を得ること。
- 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の自治体が策定した避難計画について、実効性があるか十分な実地検証を繰り返すこと。
- 3 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の全自治体の議会及び首長から再稼働に係る同意を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

内閣総理大臣
経済産業大臣

あて

藤沢市議会

【参照資料】静岡県藤沢市議会
http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/voices/GikaiDoc/attach/Ik/Ik55_kensyo1502-12.pdf

川内原発再稼働でさらに電力供給過剰状態に陥る九州管内

長い目で見ても、私たちだけでなく九州電力にとっても、川内原発の再稼働は決して得策ではありません。それを次にみておきましょう。

16 頁表 21 は 2015 年 9 月 1 5 日に行われた九州電力広報部と網野沙羅のやりとりをテキスト起こしたものです。

網野は「今年電力需要ピークはいつでいくらだったか？」と尋ねます。それは **8 月 6 日午後 5 時**でした。その時**ピーク需要は 1 5 0 0 万 kW**。その時の九電の実際供給量は 1 7 0 3 万 kW。(図 1 参照) その時の予備率は 13.5%、というのが九州電力の宣伝ですが、実はこんな予備率には何の意味もありません。実際に供給を増やそうと思えば 1 7 0 3 万 kW 以上に増やせたのですから。

網野はしつこく尋ねます。「8 月 6 日の最大供給力は実際はどれくらいだったんですか？」広報はこれに対して「2 0 1 3. 5 万 kW」と答えます。質問に答えていません。2 0 1 3. 5 万 kW は九州電力の発電設備容量と使いもしない「融通電力供給量」の合計数字だからです。しかも 2 0 1 3. 5 万 kW には、8 月 6 日時点では稼働もしていない川内原発と玄海原発の発電設備合計 4 7 0 万 kW を含んでいます。8 月 6 日の供給力であるはずがありません。

実際数字は、表 2 0 にあるとおりです。

8 月 6 日時点の九州電力の総電力供給力は、自社発電設備の 1 4 0 1 万 kW (原発除く) に、全量供給を受けている他社発電設備、それに太陽光発電を含む新工ネ発電設備計 4 1 0 万 kW を足した数字 1 8 1 1 万 kW だったのです。

だから 8 月 6 日午後 5 時、今年最大のピーク時電力需要は 1 5 0 0 万 kW、その時の供給量は 1 7 0 3 万 kW、もし増やそうと思えば 1 8 1 0 万 kW までは増やすことができた、ということになります。(もともと 1 8 1 0 万 kW の中には送電ロスを含んでいます。一方で 8 月 6 日には、他の独立系電気事業者からの購入分、わずかですが他電力会社からの購入分、引き取り契約のある発電業者からの購入分があった筈です。それらの数字は不明ですから 1 8 1 0 万 kW に含めていません)

どちらにしても、1 5 0 0 万 kW の瞬間最大ピーク需要に対して九電の供給力は 1 8 1 0 万 kW 以上です。これに玄海・川内の供給量 4 7 0 万 kW が加われば、総供給量は 2 2 8 1 万 kW 以上となり、完全に電力供給過剰状態に陥ります。

網野と哲野の会話

網野「それじゃ、いままでの朝日新聞、読売新聞などの報道はいつたいどういうことなの？ 原発が稼働できない九州電力は需給が逼迫している、とか九州電力管内の電力逼迫状態を解消する決め手は他電力会社からの融通電力の供給にかかっているとか、火力発電所が一カ所故障しただけでたちまち電力不足に陥る“綱渡り状態” 続くとか…」

哲野「キミが電話で確認したとおりさ、実態は。融通電力が決め手と言ったって、融通電力の供給量は実際には総供給量全体の 1.1% に過ぎない。(第 9 1 期九州電力有価証券報告書) 広報が供給量だと称して新聞発表している数字は実は供給力全体ではなくて、自社発電設備に実際には使っていない他電力会社からの融通電力の発電設備の合

図 2 九州電力 8 月 6 日今年最大ピーク電力需給状況

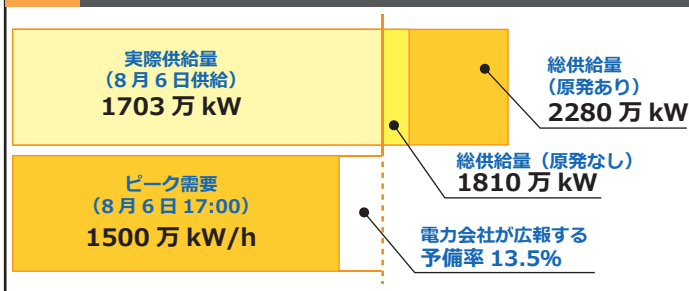


表 20 九州電力 最大供給設備能力

(単位: 万 kW 四捨五入)

	発電所数	設備容量
九州電力自社発電設備	水力	143
	気力	8
	原発	2
	内燃機関	34
	新工ネ	9
	合 計	1,871 万 kW
	原発除く	1,401 万 kW
他社発電設備	電源開発	松浦
	電源開発	松島
	大分共同	大分
	戸畑共同	戸畑
	電源開発	川内第 1
	新工ネ	
	九電外計	
供給能力全体	総 計	2,281 万 kW
	原発除く	1,811 万 kW

※2015 年 3 月 31 日現在

※2014 年 4 月 27 日玄海原発 1 号 56 万 kW を廃止措置にしている

※他電力会社からの融通電力供給能力は無視している

【資料出典】第 91 期有価証券報告書 23・24 頁など

計数字だ。供給予備率にしたって予備率ではなくて単にピーク需要量とピーク供給量の差分の比率にすぎない。結論からいって新聞の書くことはみんな嘘っぱちだ。嘘っぱちといって悪ければ九州電力発表そのままを記事にしている。結局原発がなければ電力需給が逼迫する、という話に世論誘導したい、ということだろうね」

長期的に見ても、今九州電力が実施しなければならないことは、金食い虫の原発を早くやめること (後述)、2 0 1 6 年からの電力完全自由化に備えて発電の高コスト体質を改めること (2014 年度は火力発電に関してはかなり改善が進んでいます)、一般家庭や零細・小口需要家から高い料金をとって、大口需要家には安く売るといった差別料金体系を改めること (17 頁表 24 参照)、資本の効率的運用を図って借金体質を改善すること、などです。今はまだ電力自由化が本格的になっていないので、まだ九州電力から電力を購入する顧客が多いのですが、自由化になると一斉に“九電離れ”が起こるかも知れません。(現に販売電力量は今でも着実に落ちています。91 期有価証券報告書。料金値上げ、燃料費調整制度による増収分、再エネ特措法による交付金の大幅増収でなんとか売り上げが伸びているのが現状です) 原発再稼働に血道をあげている場合ではないのです。

網野：今年、たぶん夏になると思うんですけど、九州電力さんの最大の電力需要日とその時の供給量を教えてください。

広報：えーっと、8月6日の1500万kWですね。

網野：それ、何時でした？

広報：17時です。

網野：あーやっぱり仕事が終わって家庭の需要が高まるときですね。そのときの供給量は？

広報：1703万kWでした。予備率は13.5%になります。

（予備率＝（供給量－需要量）÷需要量）

網野：その日の最大供給能力はどれくらいだったんでしょうか？

広報：えーっと意味がわかりません。

網野：要するに、九州電力さんが持っている総供給力のことなんですよ。

広報：あ、そういう意味では、2013.5万kWです。（この数字には143.5万kWの融通電力供給能力を含めている。従って融通電力供給能力を引くと1806.5万kWとなる）

網野：あれ、川内・玄海原発の発電能力も含んでいませんか？

広報：ええ、含んでいます。

網野：その日は当然、川内も玄海も稼働してないわけですから、その日の供給力に含めるのはおかしいですよな。

広報：ええ、その通りです。

網野：ですからその日の供給力は、川内と玄海発電能力470万kWを引いておかないといけませんよね。で、もうこの数字には廃炉になった玄海1号の発電量は引いてありますから、えっと、1543.5万kWということですよね。（ただし143.5万kWの融通電力供給能力を含んでいる。従って融通を差し引いた九電設備の発電能力は1400万kWとなる。玄海1号約56万kWは今年4月27日に廃炉の届出をしているので九州電力の8月6日時点での原発発電能力は470万kWになっている）

広報：その通りです。

網野：でも私の質問は、その日の九州電力さんの発電設備能力全体のことじゃなくて、供給能力全体のことなんですよ。1543.5、これには融通電力供給能力の143.5を含んでますから、それを差し引いて、1400万kW、1400万kWがその日の供給能力全体じゃないですよな。それ以上ですよな。

広報：ああ、融通電力なんかがありますからね。（融通電力＝他電力会社からの供給電力のこと。九州電力の場合は中国電力からの電力供給のことを指している）

網野：いやいや、融通電力なんかはほとんど問題にならないでしょう、直近の有価証券報告書を見ると、九州電力の受けた融通電力量は1年間で9億4800万kW/hに過ぎないじゃないですか。九州電力さんの総供給量892億9500万kW/hの1.1%に過ぎませんよ。融通電力なんかは全然問題にならないでしょう。

広報：えっと、いいいますと？

（九州電力広報は、実際の供給力が1544万kWよりもはるかに大きいことに話を持って行きたくないので、一生懸命話を逸らそうとしている）

網野：ほら、長崎の電源開発の松浦発電所とか、松島発電所とか、あるじゃないですか。松浦が200万kW、松島が100万kWでしたかね。もっとも松浦は事故を起こして、あれ2号機でしたっけ、60万kW程度が発電供給できなくなりましたけれども、完全復旧は6月でしたから、8月6日の時点ではもう完全復旧してましたよね。だから8月6日の時点では2つあわせて300万kWの供給能力があったと。こういうことですよね。

広報：そうですね。

網野：そのほかに、新日鉄（現在は住金と合併して新日鐵住金となっている）との合併の発電会社、戸畑共同火力、これが約90万kWのうち、半分を九州電力さんが購入することになっている、もう一つ、大分共同火力、これが約50万kWで半分を九州電力さんが購入することになっている。合わせると、約70万kW。これも九州電力さんの供給力のうちですよな。そのほかに、電源開発が川内に12万kWの水力発電を持っている、これも電源開発の全量を九電への売り渡しですから、九州電力さんの供給力のうちですよな。

広報：川内の水力発電は知りませんね。

網野：いや、これは知りませんねと言われても。業界周知の事実ですから、ありますよ、ちゃんと。12万kW。

（これも、面白いやりとりだ。電源開発の川内水力発電所12万kWは、おそらく川内原発のバックアップ電源なのだろうと想像する。川内原発はずっと止まっているので、これも想像になるが、電源開発の川内水力発電所も止まっているはずだ。だから九電広報の頭の中に電源開発川内水力発電所といわれても、ピンとこなかったのだと思う。）

網野：だから九州電力さんが持っている発電設備以外に、九州電力さんの供給能力として電源開発の火力300万kW、水力12万kW、戸畑と大分の合併引取分70万kWの合計382万kWが

プラスアルファになりますよね。ですから、九州電力さんの供給能力全体としては、これはあくまで8月6日の話ですけど、自社設備1400万kWに382万kWで、合計1782万kW。これに例の新工ネの他社供給力が加わりますよね。有価証券報告書を見ると、もう直近決算期の時点で28万kWの外部からの購入分がありますから、これを足すと、あくまで8月6日の時点ですよ、1810万kW、これが原発を除いて今年の8月6日時点での九州電力さんの最大供給能力という理解でいいですよな？ですから8月6日は最大供給能力、これあくまで原発を除いてですけど、1810万kWのうち、1703万kWを供給し、そのうち17時に使用電力量がピークに達し1500万kW使われた、とこういう理解で正しいですよな。

広報：理論的にはその通りです。

網野：理論的にはというのはどういう意味ですかね？

広報：えっと、設備能力という意味では、おっしゃる通りです。

網野：供給設備能力のことを最大供給力というんじゃないんですか？それとも、供給設備能力と実際供給力には差があるんでしょうか。違いがあるんでしょうか？

広報：いえ、ありません。

（実際には違いがあるんだと実は言っただけだった。というのは、ここ1年間で相当改善が進んだというものの、九州電力の発電設備は石油・重油、あるいはLNGなどを使った高コスト体質の発電設備が相当残っており、これらを動かしたくない、動かせば動かすほど赤字が膨らむという構造になっている。だから発電設備能力があるということと実際に発電して供給するというのは別な話なんだという話題に持って行きたかったんだが、広報はこちらの誘いに乗らなかった。）

網野：あ、わかりました。ですから原発なしでも九州電力管内では十分な、十分すぎるほどの電力供給体制があるんだと、こういう理解でよろしいですね。

広報：・・・

（おおざっぱに言って、原発を除いて九州電力は約1810万kWの最大供給能力がある。8月6日はそのうちピーク最大需要の1500万kWを供給した。もしこれに川内原発・玄海原発合計470万kWとして加われば、九州電力管内は1500万kWのピーク時最大需要に対して2280万kWの供給能力を持つことになり、その差が実に約780万kW近くになる。つまり、電力供給過剰状態に陥ることになる。原発なしでも電氣は足りてるところではない、原発なしでも現在電力過剰気味なのである）

網野：ところで一つ教えて欲しいのですが、第91期の有価証券報告書に、「販売電力量及び料金収入」のところなんですけど、注に「他社販売は、戸畑共同火力（株）、大分共同火力（株）等への販売である」と書いてあるんですけど、これは間違いですよな？販売じゃなくて、購入ですよな？だってこの2社の発電分から半分、九州電力は電氣を買うことになってるんですから。

広報：いや、それはよく知りませんけど。

網野：いや、確かにそう書いてあるんですよ。間違いだと思っただけな。逆だから。

広報：間違いとは言えないケースもありますね。

網野：え？どういうケースです？

広報：たとえばその2社が何かの事情で電氣を作れない、発電出来ないという状態になったときは、今みたいなケースは出てきますよね。

網野：どうしてですか？

広報：九州電力全体はお客さんに（この場合は新日鉄住金の戸畑と大分）供給義務がありますから。この2つの発電会社が何らかの事情で発電できないといった場合は、九州電力がこの2社に供給しなければならないというケースです。

網野：ああ、なるほど。それならわかります。つまり、この2社は何らかの事情で、発電していないですよな、設備があるけど発電していない。しかし九州電力グループとしては新日鉄住金に供給義務がある、と。だから九州電力がこの2社に電氣を売る。こういうことなんですよな。

広報：そうだとおもいます、生産設備ですからね。

（実は、大分共同火力、戸畑共同火力の発電所は老朽化して高コスト体質になっている。だから、自分のところで生産するよりも、九州電力から買ったほうが安い、という事情だと想像する。ちなみに有価証券報告書の分析では、九州電力はこの2社に対して平均1kW/hあたり13.3円で販売している。一方で、電源開発の1kW/hあたりの販売電力量金は平均8.33円である。つまり、九州電力は電源開発から8.33円で買って、新日鉄住金に13.3円で売っても、十分利益が出るというわけであらうと想像する）

網野：どうもありがとうございました。お手間をかけました。

原発は九電の利益を吸い取る吸血鬼

それでは原発のためにいかに九州電力がその経営の屋台骨を蝕まれているか、を次にみておきましょう。

表 22 は九州電力の直近 3 期の経営指標です。
売上高は確かに伸びていますが、これは 2 度にわたる料金値上げ効果です。最近では燃料費調整制度のおかげでの増収もありました。また太陽光発電を中心とする新工ネ購入が増加したための再工ネ特措法交付金（国からの交付金ですがその大元は私たちが支払う電気料金です。第 90 期＝2014 年 3 月期が 742 億円に対して 91 期＝2015 年 3 月期が 1342 億円にほぼ倍増。しかし中身のある収入増ではありません。もともと高価格の新工ネ電気を引き取られる補償が再工ネ交付金だからです）などが大きな要因です。販売電力量が伸びているわけではありません。

一方で損失の大きさは目を覆うばかりです。原発が停まって化石燃料費が増加したため、と九州電力は説明しますが、実際にはそうではありません。もしこれが本当なら化石燃料を使って発電している会社は皆大赤字の筈です。実際には石炭発電と水力発電を 2 本柱とする電源開発は順調に安定した黒字を出し続けていますし、効率的な LNG 発電を行う大阪ガスの発電部門は大きな黒字を出し続け、今や都市ガス頭打ちの大阪ガスグループの利益の稼ぎ頭になっています。ですから赤字の原因は九州電力の発電高コスト体質にあります。原発にばかり金を使って、火力発電の効率化、低コスト化にお金を使ってこなかったのです。高度成長時代そのままの高い燃料を使って非効率な火力発電を続けてきたツケを第 8 9 期、第 9 0 期で支払ってきたというのが実態です。

そのため経営内容は急速に悪化しました。特に純資産の減り方は異常です。（表 2 2 「純資産」参照）第 91 期では 3 2 2 3 億円となりました。総資産 4 兆 3909 億円の会社の純資産が 3 2 2 3 億円です。しかもその純資産の中身が良くありません。九州電力の資産項目に「加工中等核燃料」があります。要するに使用済み核燃料です。なぜ加工中なのかというと青森県六ヶ所村の再処理工場に送ってそこからプルトニウムを取り出す工程の途中という建前だから「加工中」です。使用済み核燃料の資産価値は実質ゼロです。世界最大の核コングロマリットで、これも事実上倒産会社となったフランスのアレヴァ社でも使用済み核燃料を資産計上していません。ゴミはゴミで資産価値はありません。それどころかこのゴミは恐ろしく高価な処理費がかかります。つまり九州電力はゴミを資産計上しているのです。なぜこんなことが可能なのかというと経産省が作成した会計処理原則がそう指導しているからです。しかしゴミを資産計上するのは粉飾決算です。経産省公認の粉飾決算ということになります。91 期の純資産から公認の粉飾決算分 2 8 0 6 億円を差し引いてみましょう。残るのは 4 1 7 億円です。企業規模から言うともうこれは倒産レベルの純資産となります。

しかも、過去 3 期 1 円の売り上げもしていない、1 kWh の発電もしていない原発の維持費に合計 4 0 0 9 億円も使っています。（表 2 2 「原発営業費」参照）もし九州電力が原発をもっていなかったら、と想像してみるのもあながち無駄とはいえません。特に第 9 1 期、経常損失 9 3 1 億円、純損 1 1 9 0 億円のこの期、もし原発維持費 1 3 6 3 億円がなかったら（原発は動かそうが動かすまいが莫大な金がかかります。だからどうしても 1 3 6 3 億円の金は使わざるを得ないのですが）この期だけでも黒字が出たはず

表 22 九州電力経営指標 直近 3 期			
(単位：億円 四捨五入)		(発電量の単位は百万 kWh)	
	第 91 期 2015 年 3 月期	第 90 期 2014 年 3 月期	第 89 期 2013 年 3 月期
売上高	17,613	16,830	14,489
経常損益	▲ 931	▲ 1,373	▲ 3,400
純損益	▲ 1,190	▲ 909	▲ 3,381
資本金	2,373	2,373	2,373
純資産額	3,223	3,414	4,293
総資産額	43,909	42,180	42,017
自己資本比率	7.3%	8.1%	10.2%
原発発電量	0	0	0
原発営業費	1,363	1,320	1,326

※原発営業費には設備投資費、販管費を含まない。
【参照資料】九州電力第 91 期有価証券報告書
<http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0047/8532/qj4wg2ba.pdf>

表 23 九州電力 分野別設備投資額						
(単位：億円、四捨五入)						
		第 91 期		第 90 期		第 89 期
		2014 年度	前年比	2013 年度	前年比	2012 年度
電 気 事 業	水力	108	56.52%	69	-35.51%	107
	火力	250	127.27%	110	0.92%	109
	原子力	777	-16.45%	930	276.52%	247
	新工ネ	30	20.00%	25	-19.35%	31
	送電	379	14.50%	331	4.09%	318
	変電	174	27.94%	136	-13.38%	157
	配電	340	20.14%	283	14.11%	248
	業務・他	89	-3.26%	92	-36.55%	145
	小計	2,147	8.65%	1,976	45.08%	1,362
	核燃料	136	-26.88%	186	-5.10%	196
合計		2,283	5.60%	2,162	38.77%	1,558
エネルギー関連事業		228	-4.60%	239	146.39%	97
情報通信事業		256	29.29%	198	13.79%	174
その他事業		9	-35.71%	14	-90.97%	155
内部取引の消失		▲ 47	6.82%	▲ 44	46.67%	▲ 30
総 計		2,729	6.23%	2,569	31.47%	1,954
原子力分野への投資		913		1,116		443
原子力投資の比率		33.5%		43.4%		22.7%

※原子力分野への投資額が 2013 年度、2014 年度と跳ね上がっている理由は主として川内原発への、規制基準対応設備投資とみられる。
※2014 年度火力発電への投資が倍増しているのは、火力発電の高コスト体質改善のためと見られる
※資料出典は九州電力第 89 ～ 91 期有価証券報告書の【設備投資等の概要】

表 24 九州電力 電力販売の構造					
販売電力量の単位は百万 kWh 販売電力額の単位は百万円 1kwh 単価の単位は円（四捨五入）					
販売先	販売電力量	比率	販売電力額	比率	1kWh 単価
小口需要家	28,518	34.55%	648,539	41.49%	22.74
大口需要家	52,761	63.93%	897,611	57.42%	17.01
他社販売	1,225	1.48%	16,673	1.07%	13.61
融通電力	31	0.04%	362	0.02%	11.68
合計	82,535		1,563,185		18.94

※小口需要家は有価証券報告書の「電灯」顧客
※大口需要家は有価証券報告書の「電力」と「特定規模需要」の合計
※「他社販売」は戸畑共同火力と大分共同火力への販売
※「融通電力」は他電力会社への供給と販売
※販売電力額の中には、第 91 期「再工ネ特措法交付金」1342 億円は含まれない。
※資料出典は九州電力第 91 期有価証券報告書 13 頁

しかも原発への投資は続けなければなりません。それを示すのが、表 23 です。9 0 期に原発への投資額は一挙に 930 億円に跳ね上がります（表 2 3 「電気事業」の「原子力」参照）つまり川内原発や玄海原発の新規制基準適合性審査申請をしてから跳ね上がるのです。この間核燃料は 1 0 0 億円レベルで購入し続けています。（表 2 3 「電気事業」の「核燃料」参照。いったいこれ以上核燃料を買い続けてどうしようというのでしょうか。長期契約のためこれもやむを得ません）

<前頁より続き>

第9期は90期ほどではないものの777億円と全投資からすれば結構な金額となります。このため90期では全投資の43.3%、91期では33.5%までが原子力投資となりました。**(表23「原子力投資の比率」参照)**本来この時期、中長期的にみれば、九州電力は火力発電の効率化・低コスト化に投資を集中させなければなりません。電力自由化をにらめば当然生産コストダウン・低料金高利益を実現しなければならないからです。それがやっと始まるのが91期ですが、それでも原発に資金を食われて、年間250億円に過ぎません。**(表22「電気事業」の「火力」参照)**また電力自由化をにらめば送電・変電・配電にも大きな投資をしなければなりません。電力自由化後、大きな発言権と利益を握るのは大規模・高効率の電力網**(グリッド)**を擁する給配電会社だからです。しかしここにも十分な投資ができていません。明らかに原発に金を食われています。**(表22参照)**もし九州電力が原発をもっていなかったら、と想像するのは私だけではないでしょう。

そればかりではありません。18頁表26は、今期**(第92期=2015年度)**中間期決算予想です。一目見てわかるのは大幅な経営改善です。特に経常損益は580億円の黒字で、対前年同期899億円の改善となっています。これは2度目の料金値上げ効果がじわじわ効いていること、火力発電設備の改善効果**(特に電源開発からの購入電力に大幅に依存したことが大きいと思います。なにしろ電源開発の販売単価は平均8.33円で、九州電力自社の水力発電コストより安いのです。表25「自社発電」の「水力発電量」参照)**、さらには世界的なエネルギー価格の大幅な下落の要因が大きいと思います。

もっとも九州電力は川内原発再稼働効果が大きいと強調したいようです。九州電力によれば9月10日に再稼働した川内1号の利益寄与が110億円だそうです。20日間で110億円の利益寄与とは合点がいきません。もし本当なら1日5.5億円の寄与となり、残り6ヶ月間180日として990億円の利益寄与、2号が10月から再稼働**(ただし違法な再稼働ですが)**しますから合わせて約2000億円の利益寄与となります。この話が本当かどうか、92期の通期決算を楽しみに待つことにしましょう。

話はそれではありません。もし川内1号の寄与がないとしても中間期決算は480億円の経常黒字となります。**(表26参照)**単純に通期で2倍すれば今期は1000億円近い経常黒字になるはず。ところがそうはいきません。17頁表23でみた原子力投資があるからです。**(90期と91期合計で1707億円)**

この原子力投資は91期決算では「建設仮勘定」という名目で資産計上されています。ところが川内が再稼働となれば固定資産計上しなくてはなりません。つまり減価償却が始まるのです。この金額がいくらかいまのところわかりません。しかしかなりの額が減価償却費として計上され、原子力営業費を膨らませるでしょう。さらに稼働が始めれば原発維持費そのものが膨らみます。これまでの例では数百億円単位です。そればかりではありません。借入金の金利を通期決算では計上しなくてはなりません。18頁表27は2015年3月末現在の九州電力有利子負債の一覧リストです。実に有利子負債は3兆3370億円にのぼります。平均金利1%強としても400億円近い費用が営業外で出ていきます。あれやこれやで経常利益1000億円は、純損益でやっと黒字という状況となるでしょう。

表 25 九州電力 発電電量と発電・購入コスト

発電量：単位百万kWh
発電費・購入費：単位百万円 1kWh当たりの単位は円

		調達実績	比率	発電・購入費	1kWhコスト
自社発電	水力発電量	4,121	4.6%	38,483	9.338
	火力発電量	59,022	66.1%	759,379	12.866
	原子力発電量	—	—	136,339	—
	新工ネ等発電量	1,299	1.5%	10,507	8.089
他社購入	他社購入除新工ネ	18,868	21.1%	352,300	14.738
	新工ネ購入	5,037	5.6%		
他電力会社購入 (融通)		948	1.1%	20,137	21.242
合 計		89,295			

※調達実績は、「自社発電量」及び「他社購入量」

※「他電力会社購入」は いわゆる「融通電力購入」

※他社購入のうち「他社購入除新工ネ」のほとんどは電源開発からの購入であり、電源開発の平均販売単価は1kWhあたり8.33円である。

※自社発電「新工ネ」の発電コストには、再工ネ特措法納付金約510億円が含まれていない。

もしこれを含めれば、新工ネ等発電費は615億円となり1kWhのコストは47.33円と跳ね上がる

※自社発電費には一般管理費、電源開発促進税(312億円)、事業税(171億円)は含んでいない。

※資料出典は九州電力第91期有価証券報告書13頁及び99・100頁他電源開発有価証券報告書

表 26 九州電力中間期決算 対前年度比較

	経常損益	純損益
2014年9月期中間決算(2014年4月～9月)	▲319億円	▲359億円
2015年9月期中間決算(2015年4月～9月)	580億円	450億円
対前年改善額	899億円	809億円
改善額のうち、川内1号機の寄与	110億円	
川内1号機が稼働しなかった場合の改善額	789億円	

【参照資料】広島2人デモ2015年9月7日より引用

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/index.cgi?no=444

第91期九電有価証券報告書

<http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0047/8532/qj4wg2ba.pdf>

表 27 九州電力 有利子借入金

(2015年3月末現在 単位：百万円)

	1年以内	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5年超	計
社債	219,360	130,000	190,000	209,800	109,600	424,900	1,283,660
長期借入金	160,554	236,750	209,752	195,235	227,346	904,782	1,934,419
短期借入金	119,001	—	—	—	—	—	119,001
総合計							3,337,080

※この膨大な有利子借入金のために、九州電力は毎年約400億円の金利を支払っている

【参照資料】九州電力第91期有価証券報告書72頁

しかも仮に92期決算**(2016年3月期)**でやっと黒字にしてみたところで、その決算の中には、現在発生している費用の将来先送り分が含まれています。中でも最大の要因は、高レベル放射能廃棄物の処分費の積み立て不足分です。いったいこの費用が将来いくらかかるのか全くわかりません。何しろ処分場の候補地すら決まっておらず、従って具体的な処分場の設計も見積もり金額もわかりません。従っていくら積み立て不足なのかもわかりません。わかっているのは膨大な金額にのぼるだろうということだけです。経産省はこの費用を全額電気料金に乗せて回収しようというつもりですが、電力自由化の大波の中でそのようなまい話が果たして通用するのかどうかは大きな疑問です。

原発ビジネスは、特に日本では、経産省の手厚い保護と電力の地域独占という特殊条件の中で成立してきたいびつなビジネスです。地域独占の条件が外れ、これからは経産省の手厚い保護だけでやっていかななくてはなりません。思惑通りいくのかどうか。ともあれ九州電力にとって原発は、利益を無限に吸い取る吸血鬼なのです。

福島第一原発事故の反省と陳謝を早くも忘れた専門家たち

川内原発再稼働にいたる経過を見てみると、福島原発事故前同様、国民をダマしてでも原発再稼働に引きずっていかうという動きが強まっているように思えてなりません。特に2012年12月、自民党・公明党連立政権が総選挙によって成立し、安倍晋三氏が内閣総理大臣に就任し、原発推進への圧力が強まるにつれ、その潮流が強まっていると感じます。

2011年3月30日、福島第一原発事故から1ヶ月もたたないうちに、「**福島原発事故についての緊急提言**」と題する文書がインターネットを通じて世の中に流布しました。**(新聞はほとんどこの内容を報道しませんでした。新聞の姿勢は、うわべの見せかけはともかく、本質的に「3.11前」と大きくは変わっていないように思えます)**表28がそれです。全文掲載しました。今これをじっくり読んでみる価値はあると思います。

「緊急提言」は、「はじめに、原子力の平和利用を先頭だてて進めてきた者として、今回の事故をきわめて遺憾に思うと同時に国民に深く陳謝します」というきわめて率直な謝罪から始まります。

そして、「福島原発事故は極めて深刻な状況にある。さらなる大量の放射能の放出があれば、避難地域にとどまらず、さらに広範な地域での生活が困難になることも予測され、**一東京電力だけの事故でなく、既に国家的事件というべき事態に直面している**」と述べ極めて正当な危機感をしめしています。

「さらに原子炉内の核燃料、放射能の後始末は、極めて困難で、かつ極めて長期の取り組みとなる」「事態をこれ以上悪化させずに、当面の難局を乗り切り、長期的に危機を増大させないためには、・・・わが国が持つ専門的英知と経験を組織的、機動的に活用しつつ、総合的かつ戦略的に取り組むことが必須である。私たちは、国をあげた福島原発事故に対処する強力な体制を緊急に構築することを強く政府に求めるものである」と述べ、その後の推移に照らしてこれら専門家の見通しが極めて的確だったことを示しています。

問題は、専門家たちがこの提言を出した2011年3月末の時点と現在となりが大きく変化したのかということです。「国家的事件というべき事態に直面している」という認識は今でも有効ですし、「さらに原子炉内の核燃料、放射能の後始末は、極めて困難で、かつ極めて長期の取り組みとなる」というにいたっては現在そのままの描写です。

「事態をこれ以上悪化させずに、当面の難局を乗り切り、長期的に危機を増大させないためには」、日本の総力を挙げこれに取り組む必要があり、「私たちは、国をあげた福島原発事故に対処する強力な体制を緊急に構築することを強く政府に求めるものである」と言う要求は、今でも立派に当てはまります。

当時の状況と今の状況に変化があるとすれば、この時危機感を抱き、国民に陳謝の念を抱いた専門家たちが、4年半経過した今日、早くもその危機感と陳謝の気持ちを忘れ始めたという点ではないでしょうか？

たとえば、署名者に、「前原子力委員会委員長代理、元日本原子力学会会長」の肩書きで名を連ねている田中俊一氏は現在原子力規制委員会委員長です。緊急提言が「国をあげた福島原発事故に対処する強力な体制を緊急に構築することを強く政府に求めるものである」とする政府の、しかも関連行政機関のトップに座っています。

表 28		福島原発事故についての緊急建言
		はじめに、原子力の平和利用を先頭だてて進めて来た者として、今回の事故を極めて遺憾に思うと同時に国民に深く陳謝いたします。
		私達は、事故の発生当初から速やかな事故の終息を願いつつ、事故の推移を固唾を呑んで見守ってきた。しかし、事態は次々と悪化し、今日に至るも事故を終息させる見通しが得られていない状況である。既に、各原子炉や使用済燃料プールの燃料の多くは、破損あるいは溶融し、燃料内の膨大な放射性物質は、压力容器や格納容器内に拡散・分布し、その一部は環境に放出され、現在も放出され続けている。
		特に懸念されることは、溶融炉心が時間とともに、压力容器を溶かし、格納容器に移り、さらに格納容器の放射能の閉じ込め機能を破壊することや、压力容器内で生成された大量の水素ガスの火災・爆発による格納容器の破壊などによる広範で深刻な放射能汚染の可能性を排除できないことである。
		こうした深刻な事態を回避するためには、一刻も早く電源と冷却システムを回復させ、原子炉や使用済燃料プールの燃料を継続して冷却する機能を回復させることが唯一の方法である。現場は、このために必死の努力を継続しているものと承知しているが、極めて高い放射線量による過酷な環境が障害になって、復旧作業が遅れ、現場作業員の被ばく線量の増加をもたらしている。
		こうした中で、度重なる水素爆発、使用済燃料プールの水位低下、相次ぐ火災、作業員の被ばく事故、極めて高い放射能レベルのもつ冷却水の大量の漏洩、放射能分析データの誤りなど、次々と様々な障害が起り、本格的な冷却システムの回復の見通しが立たない状況にある。
		一方、環境に広く放出された放射能は、現時点で一般住民の健康に影響が及ぶレベルではないとは云え、既に国民生活や社会活動に大きな不安と影響を与えている。さらに、事故の終息については全く見通しが無いとはいえ、住民避難に対する対策は極めて重要な課題であり、復旧も含めた放射線・放射能対策の検討も急ぐ必要がある。
		福島原発事故は極めて深刻な状況にある。更なる大量の放射能放出があれば避難地域にとどまらず、さらに広範な地域での生活が困難になることも予測され、一東京電力だけの事故でなく、既に国家的な事件というべき事態に直面している。
		当面なすべきことは、原子炉及び使用済核燃料プール内の燃料の冷却状況を安定させ、内部に蓄積されている大量の放射能を閉じ込めることであり、また、サイト内に漏出した放射能塵や高レベルの放射能水が環境に放散することを極力抑えることである。これを達成することは極めて困難な仕事であるが、これを達成できなければ事故の終息は覚束ない。
		さらに、原子炉内の核燃料、放射能の後始末は、極めて困難で、かつ極めて長期の取り組みとなることから、当面の危機を乗り越えた後は、継続的な放射能の漏洩を防ぐための密閉管理が必要となる。ただし、この場合でも、原子炉内からは放射線分解によって水素ガスが出続けるので、万が一にも水素爆発を起こさない手立てが必要である。
		事態をこれ以上悪化させずに、当面の難局を乗り切り、長期的に危機を増大させないためには、原子力安全委員会、原子力安全・保安院、関係省庁に加えて、日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所、産業界、大学等を結集し、我が国がもつ専門的英知と経験を組織的、機動的に活用しつつ、総合的かつ戦略的な取り組みが必須である。
		私達は、国を挙げた福島原発事故に対処する強力な体制を緊急に構築することを強く政府に求めるものである。
		平成 23 年 3 月 30 日
青木	芳朗	元原子力安全委員
石野	栞	東京大学名誉教授
木村	逸郎	京都大学名誉教授
齋藤	伸三	元原子力委員長代理、元日本原子力学会会長
佐藤	一男	元原子力安全委員長
柴田	徳忠	学術会議連携会員、基礎医学委員会 総合工学委員会合同放射線の利用に伴う課題検討分科会委員長
住田	健二	元原子力安全委員会委員長代理、元日本原子力学会会長
関本	博	東京工業大学名誉教授
田中	俊一	前原子力委員会委員長代理、元日本原子力学会会長
長瀬	重信	元放射線影響研究所理事長
永宮	正治	学術会議会員、日本物理学会会長
成合	英樹	元日本原子力学会会長、前原子力安全基盤機構理事長
広瀬	崇子	前原子力委員、学術会議会員
松浦	祥次郎	元原子力安全委員長
松原	純子	元原子力安全委員会委員長代理
諸葛	宗男	東京大学公共政策大学院特任教授

緊急提言がいう「国をあげた福島原発事故に対処する強力な体制を緊急に構築する」立場にあります。「国をあげた福島原発事故に対処する強力な体制を緊急に構築」という要求は、その後2012年11月21日の、原子力災害対策特別措置法改正で、「原子力災害対策本部」の強化という形で法的には実現しています。(20頁表29参照)

この法令では、原子力対策本部長に内閣総理大臣を指名し、その内閣総理大臣に強力な権限を与えています。(表29第二十条参照) さらに3人の副本部長を置くこと(原子力規制委員会委員長、内閣府官房長官、環境大臣)を義務づけ、本部長は副本部長に全権を委任することができるとしています。(表29第二十条の8) つまり田中氏は望めば、福島第一原発事故の「国を挙げた」体制のトップに座ることができるということです。現実にはどうでしょうか? 福島第一原発事故による緊急事態宣言は今なお継続中です。(20頁図3参照) このことは、「原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策」を今なお実施する必要があるということを示しています。(表29第十五条の4「原子力緊急事態宣言解除」参照) 安倍内閣になってから「原子力災害対策本部」は、「原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策」を実施する必要があるにも係わらず、開店休業状態です。この開店休業はもう2年半も続いています。原子力災害対策副本部長としての田中氏も開店休業状態です。その田中氏は今原子力規制委員会の委員長として、福島原発事故という「国家的事件」を横目でにらみながら、原発再稼働を最重点課題とし、ダマしてでも再稼働に引きずっていくとする勢力に対して傍観者を決め込んでいます。「福島原発事故を引き起こした専門家としての反省と国民に対する陳謝」の気持ちを早くも忘れていているというほかはありません。

図3 福島第一原発発生直後、2011年3月11日午後7時03分に発令された「原子力緊急事態宣言」

原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月11日16時36分、東京電力(株)福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(注)

現在のところ、放射性物質による施設の外部への影響は確認されていません。したがって、対象区域内の居住者、滞在者は現時点では直ちに特別な行動を起こす必要はありません。あわてて避難を始めることなく、それぞれの自宅や現在の居場所待機し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を得るようにしてください。

繰り返しますが、放射能が既に施設の外に漏れている状態ではありません。落ち着いて情報を得るようお願いします。

表29 原子力災害対策特別措置法抜粋 原子力緊急事態宣言、原子力災害対策本部長そして本部長の権限

原子力災害対策特別措置法(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)最終改正:平成二六年一一月二一日法律第一一四号

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条:原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。

- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)をするものとする。

(原子力災害対策本部の設置)

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(以下「緊急事態応急対策等」という。)を推進するため、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 (略)

(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における権限の行使について調整することができる。

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。

4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

5 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

6 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

7 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

8 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長(原子力規制委員長)に委任することができる。

9 原子力災害対策本部長は、第一項、第二項及び第五項の規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。

10 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。